

経営強化計画の履行状況報告書

平成 30 年 12 月

TOWA 株式会社 東和銀行

目次

1. 平成30年9月期決算の概要	1
(1) 経営環境	1
(2) 決算の概要(単体ベース)	1
2. 経営改善にかかる数値目標の実績	4
(1) コア業務純益(収益性を示す指標)	4
(2) 業務粗利益経費率(業務の効率性を示す指標)	4
3. 経営改善の目標を達成するための方策の進捗状況	5
(1) 「TOWAお客様応援活動」の強化・深化	6
(2) 人材育成と活躍フィールド拡大	20
(3) ローコスト・オペレーションの確立	23
(4) SDGsへの取組み	26
4. 従前の経営体制の見直し、その他の責任ある経営体制の確立に関する事項の 進捗状況	30
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	30
(2) リスク管理態勢の強化のための方策	31
(3) 法令遵守の態勢強化のための方策	34
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	36
(5) 情報開示の充実のための方策	36
5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を 行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	36
(1) 中小規模の事業者等に対する信用供与の残高及び総資産に占める割合	36
(2) 中小規模の事業者等に対する信用供与の円滑化のための方策	37
(3) その他主として業務を行っている地域における経済活性化に資する方策	37
6. 剰余金の処分の方針	40
(1) 配当に対する方針	40
(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針	40
(3) 財源確保の方策	40
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況	40
(1) 経営強化計画の適切な運営管理に向けた活動	40
(2) 経営管理に係る体制	41
(3) 各種リスク管理の状況及び今後の方針等	41

1. 平成 30 年 9 月期決算の概要

(1) 経営環境

平成 30 年 9 月期のわが国経済は、海外経済が総じて好調な中、輸出は増加を維持し、企業収益も回復を続けるとともに、個人消費も緩やかに増加するなど、景気は緩やかな拡大基調を続けました。一方、米中間の貿易摩擦問題や米国の利上げ、英国の EU 離脱交渉等、様々なリスク要因が内在し、今後の動向に注意が必要な状況となっています。

当行の主要営業エリアである、群馬県経済は、輸送用機械の増勢に一服感が見られたものの、雇用環境、所得環境および個人消費は改善が続き、回復基調を持続しました。埼玉県経済は、企業の生産は一進一退の動きとなっているもの、雇用環境や個人消費は改善が続き、緩やかな持ち直しの動きが続きました。

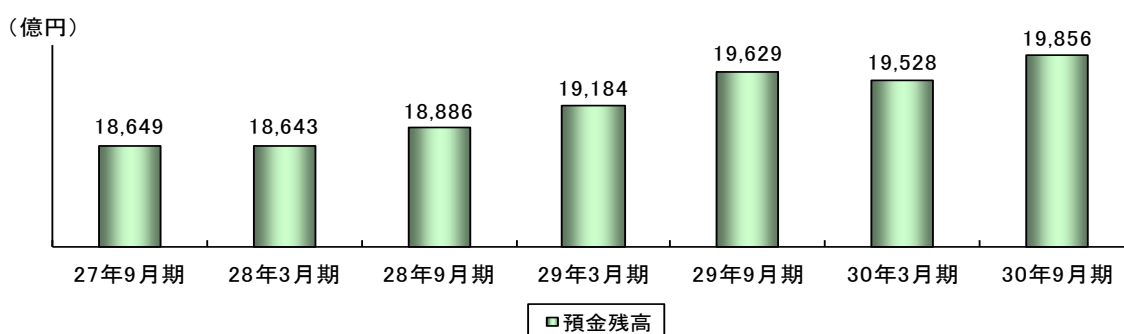
このような経済環境のもと当行は、経営強化計画「プランフェニックスV」に基づき、共通価値の創造に向けて、お客様の本業支援、経営改善・事業再生支援、お客様の資産形成支援の実践により、お客様の売上増加や経営課題の解決ならびにお客様の長期的な資産形成に取り組むことで、地域経済を活性化させ、当行の収益力の向上に繋がるよう努めてまいりました。また、業務執行に対する監査、監督を強化するためにコーポレートガバナンス・コードの趣旨に基づき、複数名の独立社外取締役による意思決定プロセスの透明性確保、外部評価委員会における経営施策の適切性の評価など、責任ある経営体制の確立に努めてまいりました。

(2) 決算の概要（単体ベース）

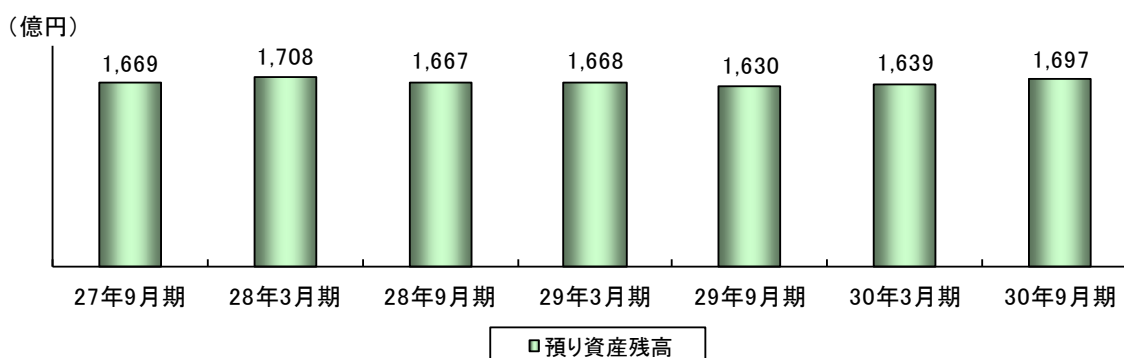
① 預金・預り資産

平成 30 年 9 月期末の預金残高は、前年同期比 226 億円増加の 1 兆 9,856 億円、預り資産残高は、前年同期比 67 億円増加の 1,697 億円となりました。

【図表 1】 預金残高の推移



【図表 2】 預り資産残高の推移

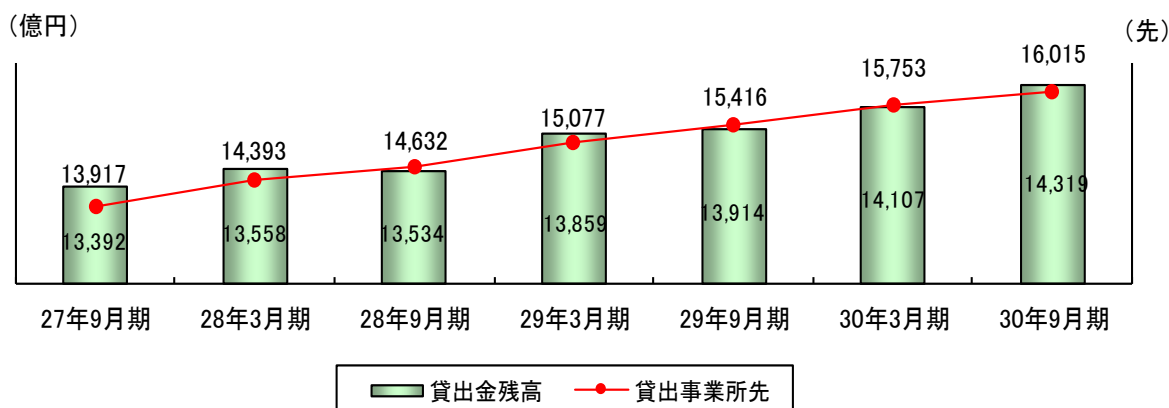


②貸出金

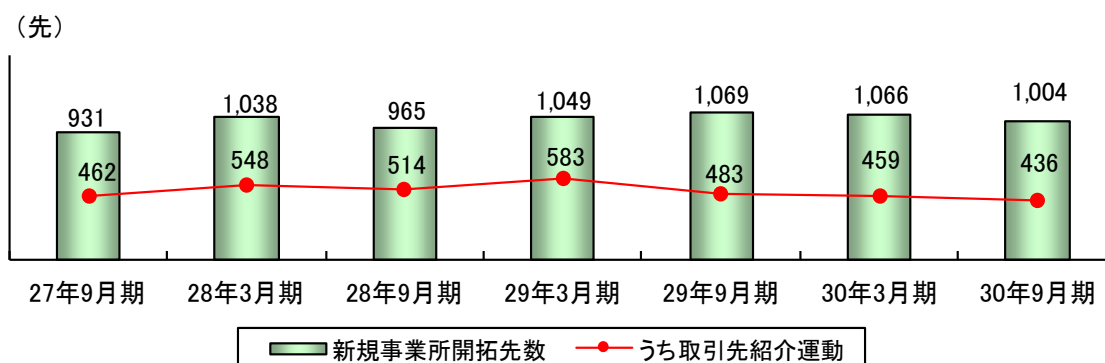
平成 30 年 9 月期末の貸出金残高は、前年同期比 405 億円増加の 1 兆 4,319 億円となりました。

また、お客様の本業支援活動や取引先紹介運動の実施などにより、平成 30 年度上期における新規事業所開拓先数は 1,004 先となり、貸出事業所先数は前年同期比 599 先増加の 16,015 先となりました。

【図表 3】 貸出金残高と貸出事業所先数の推移



【図表 4】 新規事業所開拓先数と取引先紹介運動の推移



③収益

資金利益は、中小規模事業者等向け貸出が順調に増加したことなどから、貸出金利息は概ね計画通りとなったほか、有価証券利息配当金が計画を上回る結果となったことなどから、計画を 523 百万円上回る 13,344 百万円となりました。

役務取引等利益は、生命保険販売が計画を上回ったことなどから、計画を 54 百万円上回る 910 百万円となりました。

経費は、人件費が、退職給付引当金繰入や厚生費が減少したことなどから、計画を 132 百万円下回る 6,050 百万円となり、物件費は、事務費の削減などにより、計画を 215 百万円下回る 3,507 百万円となりました。経費全体では、計画を 455 百万円下回る 10,319 百万円となりました。

その結果、コア業務純益は計画を 1,029 百万円上回る 3,985 百万円、経常利益は、計画を 1,165 百万円上回る 3,835 百万円、当期純利益は、計画を 1,508 百万円上回る 3,335 百万円となりました。

【図表 5】損益状況の推移 (単体)

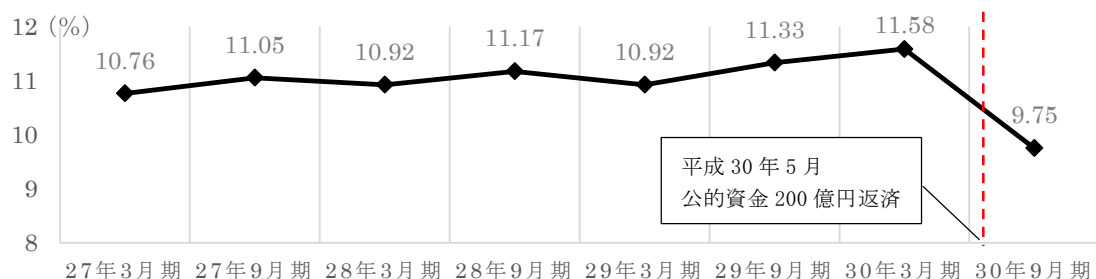
(単位: 百万円)

	29/9期	30/3期	30/9期		
	実績	実績	計画	実績	計画比
業務粗利益	18,100	35,455	13,730	14,334	604
(うち資金利益)	13,411	26,816	12,821	13,344	523
(うち役員取引等利益)	681	1,817	856	910	54
(うちその他業務利益)	4,007	6,820	53	79	26
経費 (除く臨時処理分)	10,857	21,342	10,774	10,319	△ 455
人件費	6,319	12,573	6,182	6,050	△ 132
物件費	3,659	7,240	3,722	3,507	△ 215
税金	878	1,528	870	761	△ 109
一般貸倒引当金繰入額	—	△ 138	—	84	84
業務純益	7,242	14,431	2,956	3,929	973
(コア業務純益)	6,524	10,563	2,956	3,985	1,029
臨時損益	△ 7	766	△ 286	△ 95	191
(うち不良債権処理額)	942	3,415	605	905	300
(うち株式等関係損益)	0	3,331	0	242	242
経常利益	7,235	15,197	2,670	3,835	1,165
特別損益	△ 30	△ 37	△ 10	△ 5	5
税引前当期純利益	7,204	15,159	2,660	3,830	1,170
法人税、住民税及び事業税	947	2,911	833	427	△ 406
法人税等調整額	1,042	1,172	0	67	67
当期純利益	5,214	11,075	1,827	3,335	1,508

④自己資本比率

自己資本比率は、利益剰余金の着実な積み上げにより、平成 30 年 5 月に公的資金の一部 200 億円を返済したことから、前年同期比 1.58 ポイント減少し 9.75%となりました。

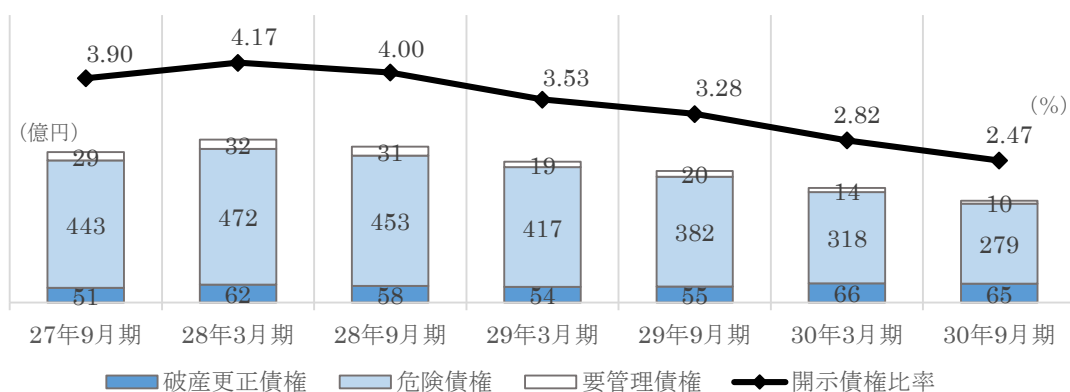
【図表 6】自己資本比率 (単体) の推移



⑤不良債権

金融再生法開示債権比率は、前年同期比 0.81 ポイント減少し 2.47%となりました。

【図表 7】金融再生法開示債権比率



【図表 8】 金融再生法開示債権比率の状況

(単位：百万円)

	29/9末	30/3末	30/9末		
	実績	実績	実績	29/9末比	30/3末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,548	6,694	6,569	1,021	△ 125
危険債権	38,269	31,834	27,965	△ 10,304	△ 3,869
要管理債権	2,072	1,462	1,080	△ 992	△ 382
合計(A)	45,890	39,992	35,614	△ 10,276	△ 4,377
正常債権	1,351,614	1,376,291	1,401,998	50,384	25,706
総与信(B)	1,397,504	1,416,283	1,437,612	40,108	21,329
金融再生法開示債権比率(A)/(B) (%)	3.28	2.82	2.47	△ 0.81	△ 0.35

2. 経営改善に係る数値目標の実績

(1) コア業務純益（収益性を示す指標）

平成 30 年 9 月期のコア業務純益は、貸出金利息が概ね計画通りとなったほか、有価証券利息配当金が計画を上回る結果になるとともに、人件費・物件費ともに削減が図られ計画を下回ったことなどから、計画を 1,029 百万円上回る 3,985 百万円となりました。

【図表 9】 コア業務純益の計画・実績

(単位：百万円)

	30/3期	30/9期				31/3期	31/9期	32/3期	32/9期	33/3期
	始期	計画	実績	計画比	始期比	計画	計画	計画	計画	計画
コア業務純益	10,563	2,956	3,985	1,029	△ 2,593	6,059	2,873	5,992	5,183	10,603

※コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

※30/9 期の始期比は、30/9 期実績を 2 倍にして対比

(2) 業務粗利益経費率（業務の効率性を示す指標）

平成 30 年 9 月期の業務粗利益は、資金利益が計画を上回り、かつ役員取引等利益も計画を上回った結果、計画を 604 百万円上回る 14,334 百万円となりました。機械化関連費用を除く経費は、予算執行の厳格化や事務費等の削減などにより、計画を 454 百万円下回る 9,220 百万円となりました。

その結果、業務粗利益経費率は計画比 6.14 ポイント改善の 64.32%となりました。

【図表 10】 業務粗利益経費率の計画・実績

(単位：百万円)

	30/3期	30/9期				31/3期	31/9期	32/3期	32/9期	33/3期
	始期	計画	実績	計画比	始期比	計画	計画	計画	計画	計画
経費(機械化 関連費用除く)	18,966	9,675	9,220	▲454	▲526	18,732	9,603	18,672	9,442	18,366
業務粗利益	35,455	13,730	14,334	604	▲6,787	27,099	13,628	27,076	17,265	34,337
業務粗利益 経費率	53.49	70.46	64.32	▲6.14	10.83	69.12	70.46	68.96	54.68	53.48

※業務粗利益経費率＝(経費－機械化関連費用)/業務粗利益×100

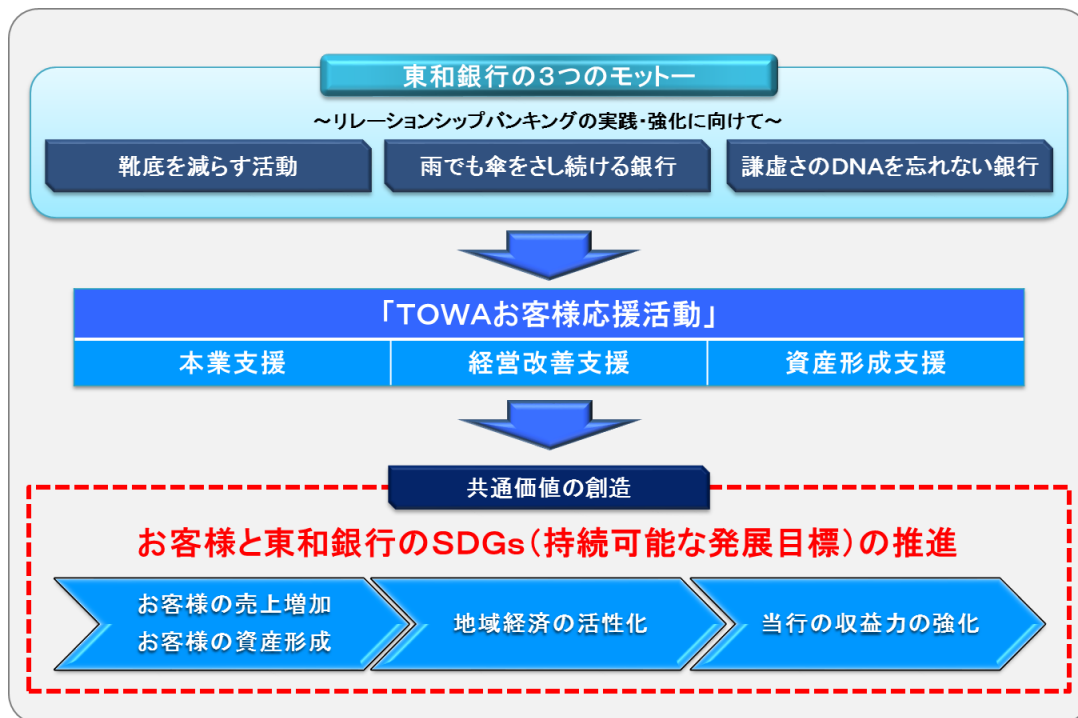
※機械化関連費用は、事務機器等の減価償却費、機械賃貸料等を計上

※30/9 期の経費(機械化関連費用除く)及び業務粗利益の始期比は、30/9 期実績を 2 倍にして対比

3. 経営改善の目標を達成するための方策の進捗状況

当行は、平成30年6月に策定した経営強化計画「プランフェニックスV」に基づき、お客様の売上増加や経営課題の解決、さらには、お客様の長期的な資産形成の支援に取り組むことで、地域経済を活性化させ、当行の収益力の向上を図るという共通価値の創造に向けたビジネスモデルの持続可能性を高めるため、本部機能の強化や営業店サポート態勢の強化、人材の育成・強化を図り、「TOWAお客様応援活動」の更なる強化・深化に取り組んでまいりました。

【図表11】 ビジネスモデル



【図表12】 「TOWAお客様応援活動」

<p>お客様の課題・ニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> 販路拡大 生産性向上 技術開発 人材不足 海外進出 新規事業 事業承継 経営改善 相続対策 長寿への備え <p>日常の活動でお客様の課題やニーズ等を把握・蓄積する</p>	<p>ビジネスマッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行取引先間でのマッチング ・上場企業・大手バイヤーとのマッチング ・北関東3行連携を活用した商談会 他
	<p>補助金申請支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり補助金 ・雇用関係助成金 他
	<p>専門人材派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新現役交流会の開催 ・日本人材機構との提携 ・プロフェッショナル人材戦略拠点等との連携 他
	<p>地元大学との共同研究支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬大学との連携 ・前橋工科大学との連携
	<p>海外進出支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際部海外進出支援チームを中心としたサポート ・海外提携銀行・公的機関との連携 ・各種コンサルタント等との連携 他
	<p>創業支援 新規事業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東和農林漁業6次産業化応援ファンドの活用 ・ぐんま医工連携活性化ファンドの活用 ・日本政策金融公庫との連携 他
	<p>事業承継支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士・外部コンサルタント等との連携 ・M&A 他
	<p>知的財産等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許事務所との連携 ・知財ビジネス評価書
	<p>経営改善支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査管理部企業支援室を中心としたサポート ・外部専門機関と連携した経営改善計画策定支援 他
	<p>事業再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DDSや債権放棄等の抜本的な事業再生 他
	<p>資産形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投信販売目標の廃止など顧客本位の業務運営 ・資産形成プロモーターによるご相談対応 ・年金相談会

(1) 「TOWAお客様応援活動」の強化・深化

①本業支援

ア. ビジネスマッチング（販路拡大）支援

お客様の売上増加に向けた本業支援としては、まず、当行のお客様同士を繋ぐ行内ビジネスマッチングの実績（平成30年4月から平成30年9月）は、1,585件の商談を行い、171件の成約（成約率10.8%）となりました。

【図表13】 行内ビジネスマッチング

(単位:件)

	本計画(30/4~30/9)	累計(24/4~30/9)
商談	1,585	25,989
成約	171	2,336
成約率	10.8%	9.0%

また、大手企業の本社や工場へお客様をお連れし、当行取引先と行なう商談会「川上・川下マッチング」は、大手企業のバイヤーや技術者と取引先との商談を支援し、大手企業（川下）と当行のお客様（川上）との成約を目指す有力な取り組みであると考えており、これまでにアイリスオーヤマ(株)、(株)タニタと開催してまいりました。平成30年5月には、大手自動車部品メーカーの(株)ミツバと開催し、事前に示される高い技術水準のニーズに対し42社の参加を支援しました。平成30年10月には、大手住宅機器関連メーカーの(株)LIXIL（リクシル）と開催し、56社の参加を支援いたしました。

【図表14】 「川上・川下マッチング」商談会

(単位:社)

年月	大手バイヤー	応募支援	参加企業
平成29年6月	アイリスオーヤマ	111	36
平成29年7月	タニタ	162	33
平成30年5月	ミツバ	42	28
平成30年10月	LIXIL	56	25

平成26年12月に締結した、筑波銀行・栃木銀行との地域経済活性化に関する広域連携協定に基づく連携については、3行の各地元開催の共同商談会に相互の取引先が参加し、ビジネスチャンスの拡大機会を提供してまいりました。平成30年5月には、「とちぎんビジネス交流商談会2018」に参加企業80社の内当行取引先10社が参加し、平成30年10月には、「2018筑波銀行ビジネス交流商談会」に参加企業206社の内当行取引先15社が参加し、広域的なビジネス機会の創出を図っております。

平成30年11月には、当行の取引先のお客様で組織する「東和新生会」が主催する「第15回東和新生会ビジネス交流会」が開催され、群馬県など各自治体に加え、群馬県産業支援機構、北関東産官学研究会、関東経済産業局、各地商工会議所の後援を受け、筑波銀行、栃木銀行の取引先企業合計20社を含め201社が参加し、2,250名の来場となりました。本交流会では、出展企業のブースの他、群馬県から次世代産業課や群馬県よろず支援拠点、群馬産業技術センター、群馬県信用保証協会の支援相談ブースや、国際協力機構（JICA）・日本貿易振興機構（JETRO）・国際協力銀行（JBIC）との

相談ブースなど 201 ブース設置するとともに、大手バイヤーとの個別商談ブースを 58 ブース設置いたしました。個別商談は、事前にアピールポイント等を記載した提案書に基づき、時間割による延べ 266 回の商談を実施するなど工夫し開催しております。また、新たな取組みとして、創業間もない企業 5 社のブースエリアを新設したほか、県内の高校 3 校のブースエリアを新設し、地元産品を活用した加工品等の展示販売を行なうなど、創業や起業への取り組みを強化しております。

【図表 15】 ビジネス交流会の開催状況

(単位:社)

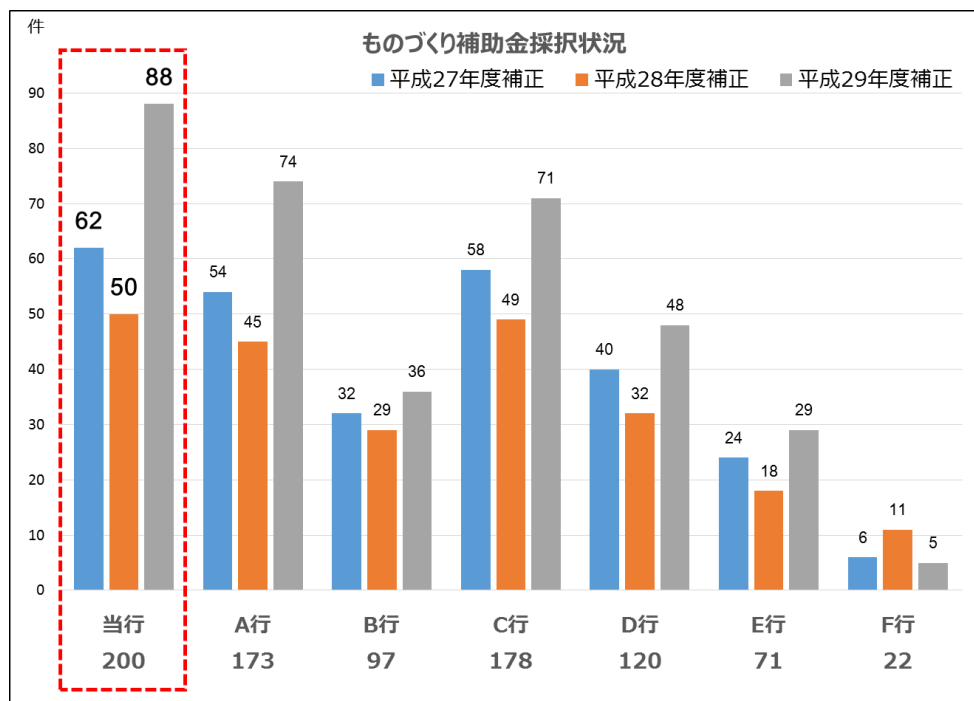
開催年月	交流会名	参加企業数	当行	筑波銀行	栃木銀行
H26.10	2014筑波銀行ビジネス交流商談会	596	10	576	10
H26.11	第11回東和新生会ビジネス交流会	143	133	5	5
H27.5	観光ビジネス交流商談会	146	30	31	85
H27.11	2015筑波銀行ビジネス交流商談会	250	20	210	20
H27.11	第12回東和新生会ビジネス交流会	165	125	20	20
H28.5	とちぎんビジネス交流商談会2016	161	20	21	120
H28.10	2016筑波銀行ビジネス交流商談会	235	22	198	15
H28.11	第13回東和新生会ビジネス交流会	200	166	20	14
H29.5	とちぎんビジネス交流商談会2017	80	10	10	60
H29.10	2017筑波銀行ビジネス交流商談会	241	21	198	22
H29.11	第14回東和新生会ビジネス交流会	200	172	15	13
H30.5	とちぎんビジネス交流商談会2018	80	10	10	60
H30.10	2018筑波銀行ビジネス交流会	206	15	178	13
H30.11	第15回東和新生会ビジネス交流会	201	181	10	10

平成 30 年 6 月には、第二地銀協加盟行ネットワークを活用した「食の魅力発見商談会」開催し、15 社の参加を支援し、当行からも多数の行員が参加してお客様のブースへ来場者をご案内・誘導するなどのサポートを行った結果、2 社が取引成立・12 社が継続交渉中となっております。また、リレバン推進部お客様応援室の担当者が来場したバイヤーと名刺交換を行い、その後、相手先を幾度も訪問するなどパイプ作りに努めてきた結果、大手バイヤーとの個別商談に結びついており、今後もお客様の販路拡大に向けて継続して取り組んでまいります。

イ. 補助金申請支援

当行は、他行に先駆けて取り組んできた「ものづくり補助金」の申請支援を、補助金を活用した新規設備導入による、お客様の生産性向上に直結する重要な本業支援と位置づけており、リレバン推進部お客様応援室と外部専門コーディネーターが連携して、生産工程の課題分析や改善策を記載した申請書の作成支援に取り組んでおります。平成 29 年度補正予算「ものづくり補助金」(採択日:平成 30 年 6 月 29 日、同 10 月 29 日)については 88 件が採択され、3 年連続で群馬県・埼玉県金融機関を上回るトップの採択数となりました。

【図表 16】ものづくり補助金の採択状況



ウ. 専門人材支援

当行は、関東経済産業局と連携して、専門的な知識と経験を持つ大手企業のOBらと専門人材の不足に悩むお客様との橋渡しをする「新現役交流会」を、平成26年7月に地方銀行として初めて開催し、その後も毎年、群馬県と埼玉県で交互開催しております。

平成30年6月には、5回目となる新現役交流会を群馬県高崎市で開催し、参加企業20社と新現役（企業OB）59名との延べ149回に及ぶ面談の結果、支援成約先16社16名となり、その内、3社3名の民-民契約の成立という結果となりました。

【図表 17】新現役交流会の開催状況

<開催実績>

開催日	H26.7.25	H27.6.15	H28.5.18	H29.5.19	H30.6.5	累計
参加企業	20社	20社	20社	20社	20社	100社
新現役(企業OB)	55名	86名	58名	77名	59名	335名
延べ面接回数	112回	133回	131回	141回	149回	666回
開催場所	高崎支店	さいたまアリーナ	高崎支店	新都心ビジネス交流プラザ	高崎支店	

<成約状況>

二次面談実施先	取引先13社	取引先17社	取引先17社	取引先16社	取引先17社	80社
	新現役13名	新現役23名	新現役30名	新現役30名	新現役33名	129名
支援成約先	取引先8社	取引先12社	取引先13社	取引先15社	取引先16社	64社
	新現役11名	新現役13名	新現役13名	新現役16名	新現役16名	69名
民-民契約	取引先3社	取引先8社	取引先4社	取引先5社	取引先3社	23社
	新現役3名	新現役9名	新現役4名	新現役5名	新現役3名	24名

また、平成 29 年 12 月には、地域経済活性化支援機構（REVIC）が 100%出資し、地方創生を目的として設立された日本人材機構と、経営人材紹介及びコンサルティング業務に係る業務提携を行い、お客様の人材不足に係る経営課題の解決支援態勢の強化を図りました。

平成 30 年 5 月には、業歴 40 年のプラスチックフィルム加工業のお客様について、製造現場における品質管理・衛生管理能力の向上が経営課題となっていたことから、日本人材機構と連携し、当社の事業内容や課題等の情報を共有するとともに、面談を支援した結果、2 名の採用となりました。

エ. 事業承継支援

当行は、平成 30 年 4 月、事業承継や M&A ニーズの高まりに積極的に対応するため、リレバン推進部内にコンサルティング室を設置しました。具体的には、専門的な知識やノウハウが必要な事業承継・M&A に係る本業支援を、新たに設置したコンサルティング室へ集約し、外部専門機関や公的機関との連携強化を図りながら更なる人員拡充を含む態勢整備に取り組むとともに、リレバン推進部医療チームが担っている医療介護業のお客様への経営支援業務を、コンサルティング室へ一元化することにより、開業医・医療法人等への事業承継・M&A 支援の取り組み強化を目指しております。

平成 30 年 7 月からは、コンサルティング室の行員 1 名をあおぞら銀行へ出向させ、事業承継支援に係るノウハウの獲得を図っております。

具体的な活動としては、経営者が 60 歳以上の中小事業者の中から、営業店が特に事業承継が重要と考える先を中心に、ヒアリングやアンケートによりニーズやシーズを把握するため、「事業承継気づき活動」を平成 30 年 5 月～7 月にかけて実施し、1,410 社から回答を得ました。今後は、こうした先を中心に、営業店とコンサルティング室が協働で、事業承継支援に取り組んでいく方針です。

こうした結果、平成 30 年度上期の事業承継支援実績は、105 件となっております。

オ. 地元大学との共同研究開発支援

当行は、高い技術力を持つ取引先企業の更なる技術開発・商品開発を支援するため、群馬大学・前橋工科大学との共同研究開発支援に取り組んでおり、平成 30 年度上期では、4 社に共同研究を提案し 1 社が開始しております。

尚、平成 29 年 9 月、群馬大学産学協同コーディネーター研修を修了した、当行法人渉外課長を中心とした 30 名が同コーディネーターに任命されるなど、一層の取り組み強化を図っております。

また、平成 29 年 11 月、埼玉大学産学官連携協議会と連携し、技術開発や新商品開発に関心のある当行のお客様と埼玉大学との共同研修支援が可能となる、態勢整備に取り組みました。今後は埼玉大学との共同研究支援が可能となったことにより、特に、埼玉・東京地区のお客様への支援強化に努めてまいります。

【図表 18】 地元大学との共同研究開発支援の実績

(単位:件)

		本計画(30/4~30/9)	累計(24/4~30/9)
群馬大学	提案	3	133
	共同研究開始	1	28
前橋工科大学	提案	1	39
	共同研究開始	0	7
合計	提案	4	172
	共同研究開始	1	35

カ. 海外進出等支援

海外進出支援は、国際部海外進出支援チームによる 58 ヶ国 38 機関との海外ネットワークを活用した各種情報提供や業務提携先と連携した海外進出支援に取り組んでおり、平成 30 年度上期では、31 件の実績となりました。

また、取引先企業及び海外現地法人の海外での資金調達を円滑に行える態勢の整備も行っており、外貨建てクロスボーダーローン 1 件 2 百万円ドル、円貨建てクロスボーダーローン 1 件 200 百万円、スタンドバイ・クレジット 1 件 33 百万円に組み込んでまいりました。

平成 30 年 11 月に開催した「第 15 回東和新生会ビジネス交流会」では、国際協力機構 (JICA)・日本貿易振興機構 (JETRO)・国際協力銀行 (JBIC) との個別相談ブースを設置し、海外進出等に係る情報提供や連携支援に取り組んだほか、「ジェットロを活用した海外事業戦略策定のポイント」セミナーを開催し、24 社 30 名が参加いたしました。

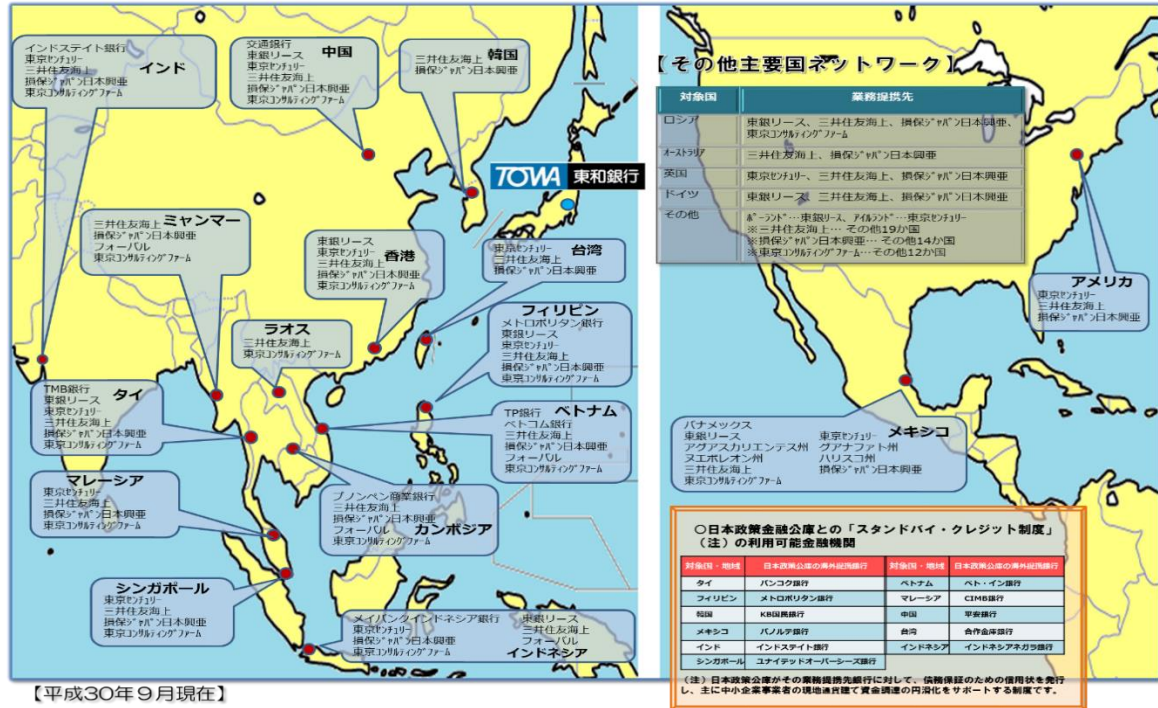
また、平成 30 年 3 月、中国人観光客向けインバウンドビジネス等をサポートするため、日本恒生ソフトウェアとの業務提携による「支付宝 (アリペイ)」の導入支援を開始いたしました。平成 30 年 9 月には、中国人観光客が集中する銀座に位置する、群馬県のアンテナショップ「ぐんまちゃん家」へ、アリペイが導入されるなど、平成 30 年度上期で 21 社との成約実績となっております。

【図表 19】 海外進出等支援実績

(単位:件)

連携先	本計画(30/4~30/9)	累計(24/4~30/9)
JICA(国際協力機構)	0	6
JETRO(日本貿易振興機構)	4	43
JBIC(国際協力銀行)	0	5
交通銀行(中国)	0	13
TMB銀行(タイ)	0	43
その他海外提携銀行	0	19
中小機構	1	1
日本恒生ソフトウェア(アリペイ導入)	21	21
国際人材育成機構(アイムジャパン)	3	50
リース各社・民間コンサル・商社・他	2	146
合計	31	347

【図表 20】 海外業務提携先ネットワーク



【平成30年9月現在】

キ. 創業・新規事業支援

創業・新規事業支援は、創業補助金申請支援や創業資金対応に取り組んでいるほか、平成 28 年 8 月からは、群馬県後継者バンクと連携し、主に事業意欲のある企業家と後継者のいない小規模事業者のマッチング支援等に取り組んできた結果、平成 30 年度上期では、64 件の支援実績となっております。

また、昨年度に初開催した、当行と群馬大学の主催による「創業スクール」は、起業に興味のある方や起業間もない経営者、延べ 89 名（内大学生 11 名）を対象に計 5 回（5 日間）に亘り開催し、起業に必要な知識や起業家による実践的な経営論を含む起業家育成支援に取り組みました。

平成 30 年 11 月から開催している第 2 回創業スクール（開講中）は、今回から新たに前橋工科大学と共愛学園前橋国際大学が主催者に加わるとともに、経済産業省の「認定創業スクール」に認定されるなど、創業支援に向けた取り組みを強化しております。

ク. 東和地域活性化ファンドの組成

当行は、地域の中核的企業への、積極的な資金供給を加速し地域経済を活性化させるため、外部機関等との提携により地域活性化ファンドを組成し、メザニン（劣後）ローンや優先株取得といった手法を活用した、エクイティ性資金の供給を目指しており、来春のファンド組成を予定しております。

本ファンドを活用することで、地域経済を支える企業（観光産業、地場産業等）への成長資金や、地域の商流と雇用を守る為の事業承継・M&A資金の供給、創業新事業資金の供給強化と、お客様の資金調達手法の多様化に取り組んでまいります。また、経営改善支援の手法として、地域経済・雇用の観点から不可欠な企業であるも、窮境状況にある先に対し、エクイティ性資金を供給することで過大な約定返済による資金繰り圧迫（キャッシュフロー・ギャップ）の解消を支援してまいります。

尚、平成 30 年 12 月、ファンドの組成・運用に係る実践ノウハウの獲得を図るため、地域経済活性化支援機構 (REVIC) と特定専門家派遣契約を締結し連携を強化したほか、平成 30 年 12 月から当行行員 1 名を REVIC へ出向させるなど、本ファンドの活用に向けた準備を進めております。

ケ. 東和 SDGs 支援

当行は、「TOWA お客様応援活動」により、お客様の本業支援、経営改善・事業再生支援、資産形成支援に全行的・継続的に取り組み、地域経済の活性化に貢献することで当行の収益力を図るといふ、「共通価値の創造」をビジネスモデルとして確立し、全役職員一丸となって取り組んでまいりました。

今後も更に、「TOWA お客様応援活動」を強化することで、当行のビジネスモデルの持続可能性を高めるとともに、お客様への本業支援と経営改善支援、資産形成支援を通じて、地域経済・地域社会の持続的な発展に取り組むため、「お客様と東和銀行の SDGs (持続可能な発展目標) の推進」(※1) を掲げ、お客様と当行がともに持続的に発展することが出来るよう取り組んでまいります。

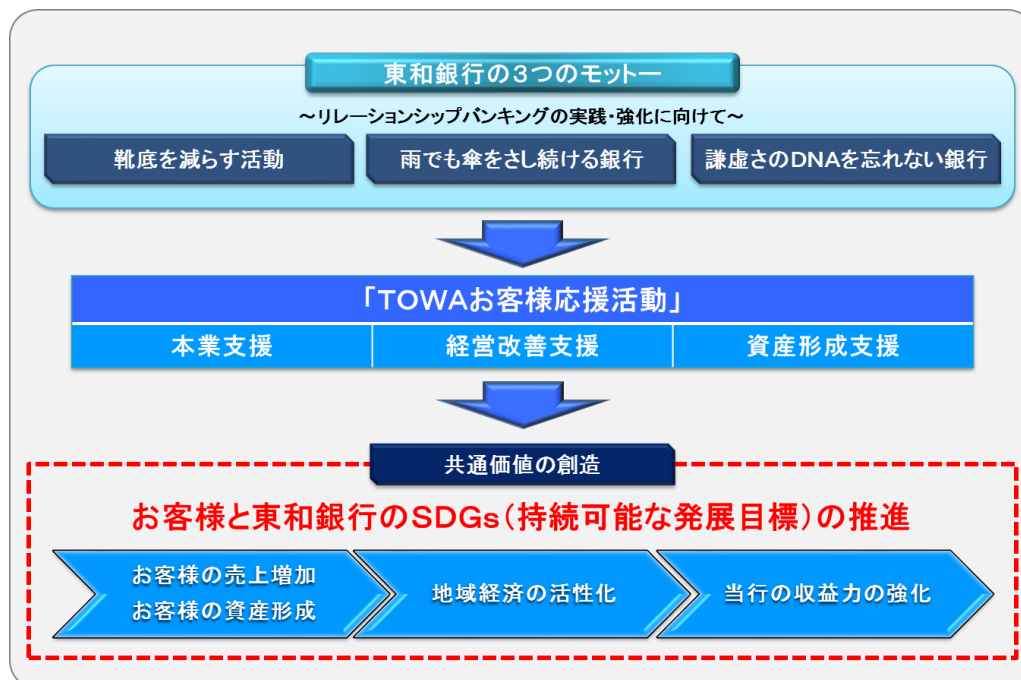
本計画では、お客様の SDGs に繋がる経営課題等に着眼し、その解決に向けた本業支援を「SDGs 支援」(※2) と定め、KPI (重要業績評価指標) に設定した中で取り組んでおり、平成 30 年度上期では、36 件の成果となりました。

なお、当行自身も、地元大学での講座開講や女性活躍の推進など、SDGs の視点に即した取組みを継続的に実施しており、詳細は「3. (4)」(P. 26～) に記載の通りです。

(※1) SDGs : 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2015 年 9 月「国連持続可能な開発サミット」において採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた、国連に加盟する全ての国が取り組む 2030 年までの国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。経済、社会、環境などの広範な課題に統合的に取り組むことで、持続可能な社会の実現を目指しているもの。当行では、お客様と当行の持続的な発展を目指す観点から、「発展目標」としております。

(※2) 経営強化計画記載の「ESG 支援」を本履行状況報告書から「SDGs 支援」に改称いたしました。

【図表 21】 ビジネスモデル



【図表 22】SDGs の取組み

<p>【お客様への取組み】</p> <p>✓SDGs 支援 お客様応援活動として本業面からの支援 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境や社会に配慮した製品・サービス等の拡販 ・低環境負荷技術に係る地元大学との共同研究 ・開発途上国での貧困対策ビジネスの展開 ・経営人材の紹介や派遣 等 <p>✓SDGs 融資 事業内容や資金使途を踏まえた財務面からの支援</p>	<p>【当行自身の取組み】</p> <p>✓お客様応援活動による地域経済活性化</p> <p>✓地元大学での地域金融に係る講座の開講</p> <p>✓女性活躍・両立支援の促進（女性役員の登用、プラチナくるみん認定、えるぼし認定等）</p> <p>✓コーポレート・ガバナンスの強化</p> <p>✓環境保全活動（尾瀬ゴミ持ち帰り運動）</p> <p>✓CSR活動（東和よいこ劇場、県民文化講座）</p> <p>✓SDGs 私募債の取扱い 等</p>
--	--

【図表 23】SDGs



1. 貧困をなくそう	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに	13. 気候変動に具体的な対策を
2. 飢餓をゼロに	8. 働きがいも経済成長も	14. 海の豊かさを守ろう
3. すべての人に健康と福祉を	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	15. 陸の豊かさを守ろう
4. 質の高い教育をみんなに	10. 人や国の不平等をなくそう	16. 平和と公正をすべての人に
5. ジェンダー平等を実現しよう	11. 住み続けられるまちづくりを	17. パートナーシップで目標を達成しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に	12. つくる責任、つかう責任	

コ. 経営者保証ガイドラインの積極活用

当行は、リレバン推進部コンサルティング室の新設による、事業承継支援の態勢整備・強化に加え、事業承継の際のネックの一つとなっている経営者保証について、経営者保証ガイドラインの積極的な活用に取り組むことで、担保保証に過度に依存しない融資の推進を図り、事業承継や再チャレンジの応援に取り組んでおります。

具体的には、平成 30 年 7 月、「経営者保証ガイドライン適用チェックリスト」を全面的に改定し、経営者保証の必要判定項目を具体的に明示することで、営業店における判定基準を明確化いたしました。

平成 30 年度上期の経営者保証ガイドラインの活用実績は、19.15%となっており、平成 33 年 3 月期までに同比率を 50%以上とするよう取り組んでおります。

【図表 24】 経営者保証ガイドラインの活用状況

(単位:件)

	28/上	28/下	29/上	29/下	30/上
経営者保証に依存しない融資件数	1,079	983	1,142	1,005	1,363
新規融資件数	6,634	6,547	6,594	6,634	7,119
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	16.26%	15.01%	17.32%	15.15%	19.15%

②経営改善・事業再生支援

ア. 審査管理部企業支援室の機能強化

審査管理部企業支援室は、本部 6 名と営業店を 10 グループ化し各母店に常駐させている 10 名の専担者から成り、経営状況が厳しく経営改善支援が必要な先を半期毎に洗い替えしながら選定した上で、お客様への直接訪問による実態把握や経営改善計画の策定支援に取り組んでおり、平成 30 年度上期は 158 先を対象とし支援してまいりました。また、母店常駐者がブロック内の営業店を臨店し指導育成を図ることや、お客様への訪問時に営業店担当者を同行させることで、経営改善・事業再生手法や事業性評価の全行的な浸透を図っております。

平成 30 年度上期での、外部専門機関や外部専門家との連携による経営改善計画策定支援の取組み実績は、79 件となっております。

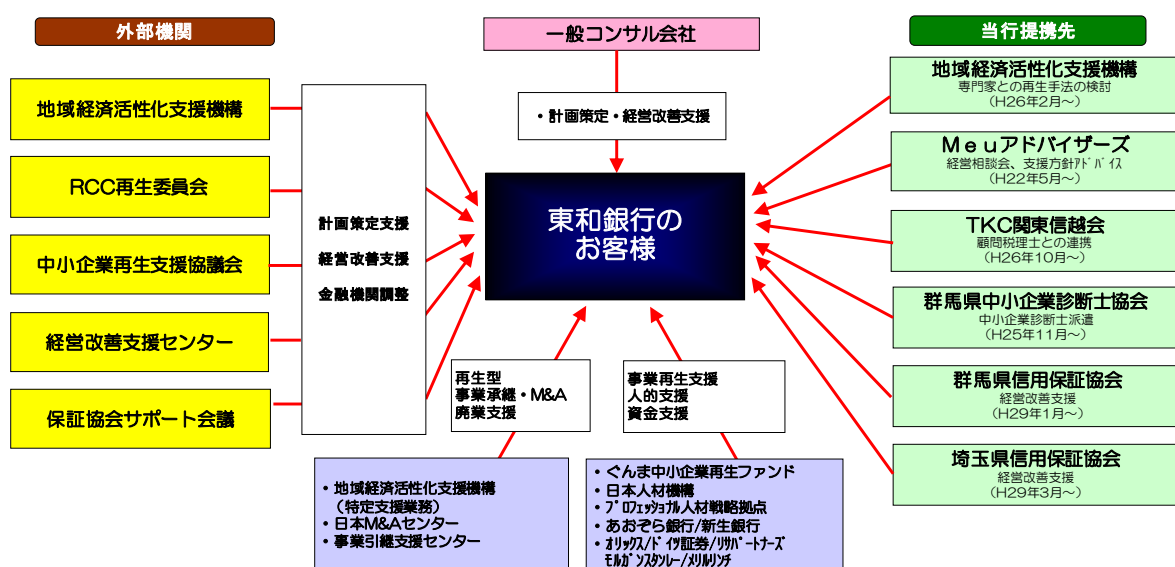
この他に、当行は全国の地方銀行に先駆けて、平成 26 年 1 月から地域経済活性化支援機構 (REVIC) の特定専門家派遣制度を活用し、地域の中核的企業に対して、高度な専門的知識を有する専門家と当行が連携し、お客様への直接訪問による経営改善支援に取り組んでおり、平成 30 年度上期では、8 社の支援実績となっております。

【図表 25】 経営改善支援（外部専門機関との連携による経営改善計画の策定支援

（単位：件）

	本計画 (30/4～30/9)	累計 (24/4～30/9)
経営改善支援	79	595
中小企業再生支援協議会	7	84
経営改善支援センター	13	84
経営サポート会議	17	165
その他(地域経済活性化支援機構、外部専門家等)	42	262
地域経済活性化支援機構(REVIC)の特定専門家派遣制度	8	78

【図表 26】 外部専門機関との連携



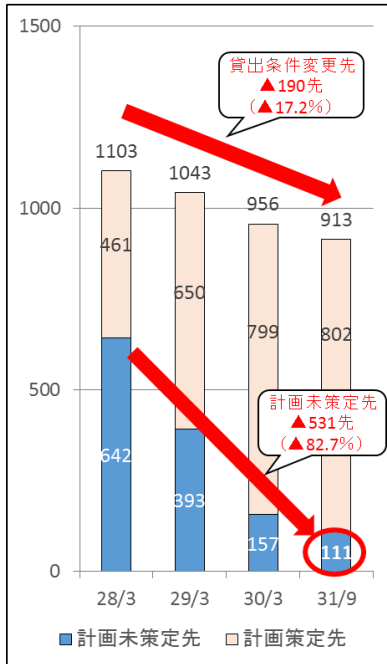
イ. 貸出条件変更先に対する経営改善支援の強化

当行は、平成 28 年 12 月、貸出条件変更先に対する経営改善支援の強化を図る観点から、これまで、信用格付に基づいて審査部・審査管理部に分かれていた貸出条件変更先の所管について、経営改善支援に係るノウハウや外部専門機関との連携実績が豊富な企業支援室を有する審査管理部への一元化を図り、企業支援室担当者が全先を直接訪問し経営改善支援に取り組んでおります。

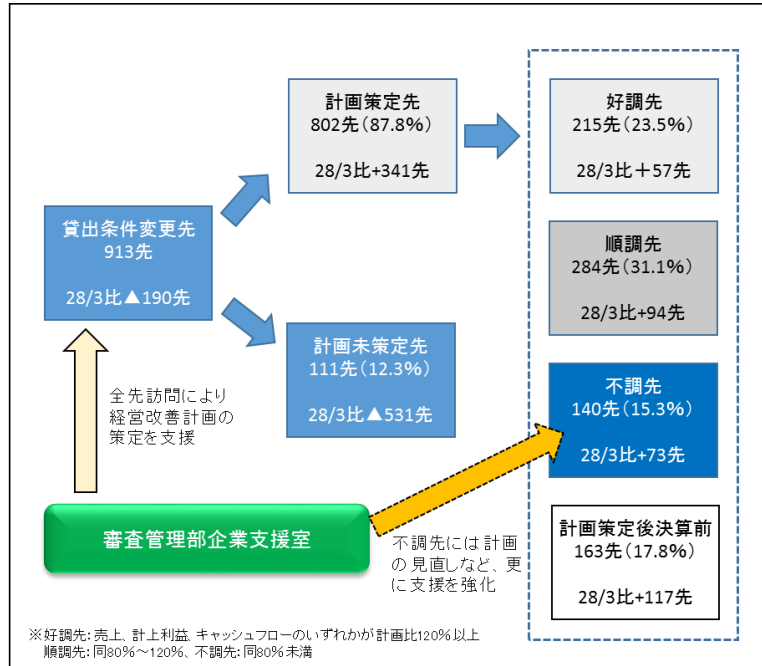
その結果、経営改善計画の策定支援先数は、平成 28 年 3 月末時点では、貸出条件変更先 1,103 先中 461 先 (41.8%) だったのに対し、平成 30 年 9 月末時点では、貸出条件変更先が 190 先減少 (▲17.2%) の 913 先となり、その内、経営改善計画の未策定先は 531 先減少 (▲82.7%) の 111 先となるなど、大幅に改善いたしました。

【図表 27】貸出条件変更先への支援状況

＜貸出条件変更先の推移＞



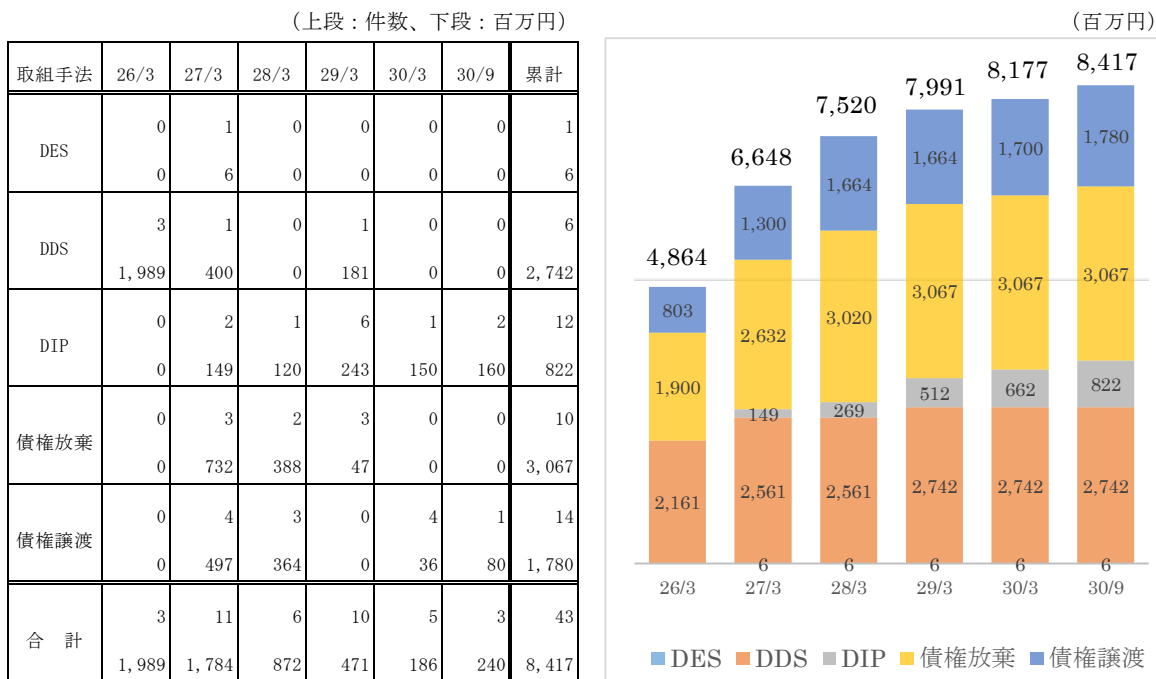
＜金融仲介のベンチマーク:共通2＞ H30/9末



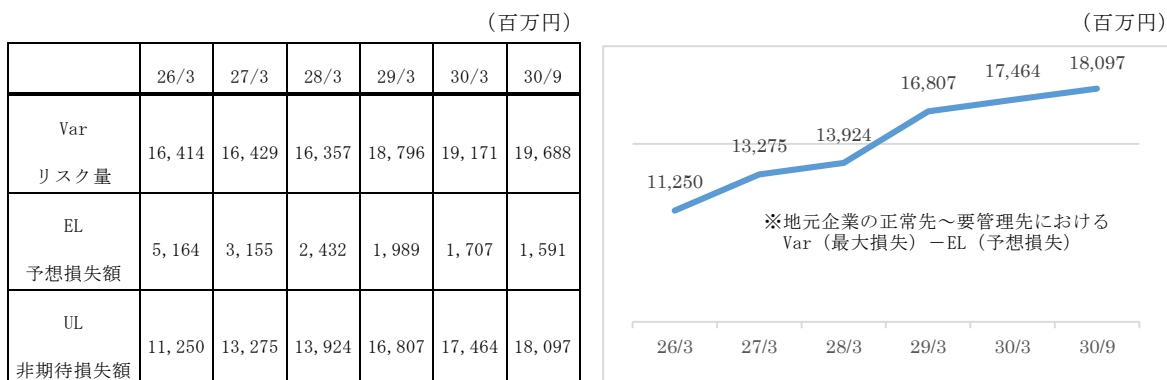
また、当行は、地域経済にとって雇用や商取引の要にあり、金融支援によって再生見込のある企業に対し、DDS や債権放棄といった手法を活用した抜本的な事業再生支援にも取り組み、平成 30 年度上期では 3 件 2 億円、国の資本参加後の累計では 43 件 (35 社) 84 億円の実績となっております。

この様に、当行は金融機能強化法の趣旨を踏まえ、公的資金を活用した抜本的な事業再生支援や地元企業への積極的な信用リスクテイクに努め、地域経済の活性化に取り組んだ結果、平成 30 年 9 月期において、支援対象企業の従業員 2,967 名、総売上高 541 億円の保全を図るとともに、地元企業に対する信用リスク 181 億円と、DDS 等実施額 84 億円の合計額 265 億円の公的資金残額 150 億円との比率は 176.7%となりました。

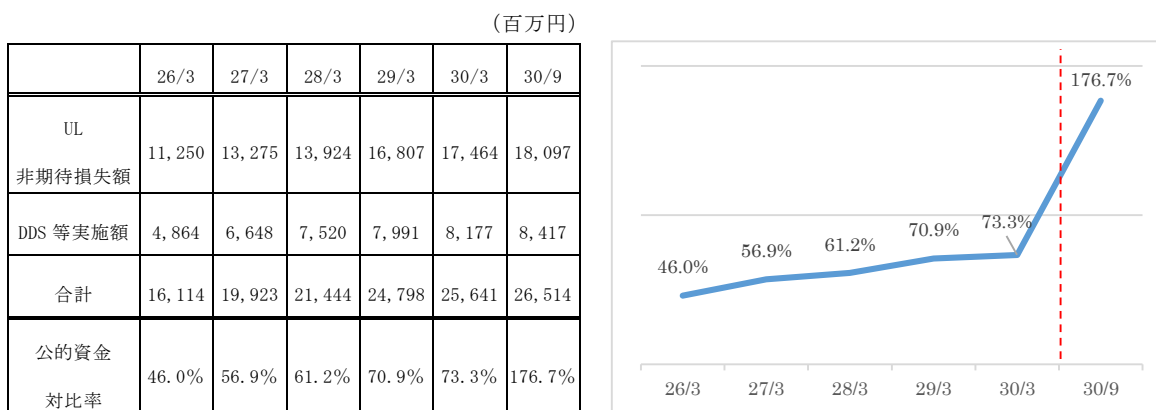
【図表 28】 抜本的な事業再生等に向けた取組み状況



【図表 29】 地元向け事業性融資における信用リスクに対する所要資本額



【図表 30】 公的資金対比率



※平成 30 年 5 月、公的資金の一部 200 億円を返済したことから、平成 30 年 9 月期の「公的資金対比率」は公的資金残額 150 億円対比

③資産形成支援

ア. 資産形成支援に係る態勢整備

当行は、平成 29 年 7 月、お客様本位の中長期的な資産形成に係る取り組みを強化・徹底するため、「お客様本位の業務運営方針」及び本方針に基づくアクションプランを策定し公表いたしました。

また、平成 29 年 10 月、お客様の安定的な資産形成を支援し、お客様の最善の利益につながる取り組みを一層強化するため、新たにお客様資産形成部を設置し、資金運用部長が部長を兼務する態勢とすることで、資金運用の知見や投資ノウハウを、個人のお客様の安定的な資産形成支援に活かす形で取り組んでまいりました。

更に、平成 29 年度下期から、投資信託の販売目標を廃止したほか、投資信託や保険商品を購入された全てのお客様を対象に「お客様資産形成満足度アンケート」を実施し、アンケートの結果を営業店の業績表彰基準項目にすることで、顧客本位の業務運営に対する意識付けとインセンティブの付与に取り組んでまいりました。

イ. 外部専門家との協働による顧客本位の投信営業プロジェクト

当行は、お客様の長期的・安定的な資産形成支援に向けた態勢整備として、独自の運用や人材育成のノウハウを持ち、地域金融機関の投信営業の実情に精通した和キャピタルと提携し、営業目標計数（投信販売目標の設定は平成 29 年度下期から廃止）ではなく、顧客の金融資産の維持・増加を中心に置く、新たな投信営業のスタイルを獲得すべく、平成 30 年 7 月にプロジェクト・チームを立ち上げました。

このプロジェクト・チームは、本店営業部在籍の最優秀投信販売者 2 名、及び、リレバン推進部預り資産サポート担当 2 名、合計 4 名の女性行員を対象とし、6 ヶ月間、東京での研修及び本店営業部の顧客への試行的マーケティングを行い、顧客起点の新たな投信営業の確立に取り組んでおります。

平成 30 年 10 月には、本プロジェクトのコア推奨商品として、ローリスク・ローリターンで低廉な手数料体系の投資信託の取り扱いを開始したほか、満期時元本確保型の投資信託や、退職世代における金融資産の運用と取崩しニーズに対応した投資信託など 3 商品の取り扱いを開始しました。

今後は、プロジェクト成果の検証の後、全店にこのやり方を広げていくことで、顧客の投信資産増大が当行の預り資産増加、収益増加にも繋がっていく新しいビジネスモデルの構築を目指してまいります。

ウ. 資産形成プロモーターの養成

当行は、営業店渉外課へ資産形成プロモーターを配置し、投資信託等預り資産セールスを特化して行うことで、渉外行員の預り資産セールスに係る時間的負担の軽減を図り、渉外行員がお客様の本業支援に注力できる態勢整備を目指してまいります。

資産形成プロモーターの任用については、当初、職位定年を迎えた専任職から登用しておりましたが、平成 29 年 3 月に人事制度を改定し、本人の希望により一般職行員からの資産形成プロモーターへの登用を可能といたしましたが、平成 30 年 3 月末で 14 名と、想定したような人員の確保が出来ませんでした。

そこで、平成 30 年 5 月、従業員の活躍フィールドを拡大するため、これまで課長ク

ラスを上限としていた一般職の昇進昇格を、特化店支店長・参事まで拡大するとともに、職務範囲も拡大し、資産形成プロモーターへの任命を可能とする人事制度を改定いたしました。そうした結果、資産形成プロモーターは、平成 30 年 9 月末現在で、平成 30 年 3 月末比 19 名増の 33 名を配置しております。

尚、資産形成プロモーターは、計画終期までに 50 名の任用を目指しております。

【図表 31】 資産形成プロモーターの任用状況

	(単位:人)			
	28/3	29/3	30/3	30/9
資産形成プロモーター人数	10	15	14	33

④お客様目線・顧客本位の業績評価

ア. お客様目線の業績評価

当行は、お客様の実態把握の徹底とお客様応援活動の質的向上を図るため、お客様応援活動に係る業績表彰基準について、平成 27 年 4 月から定性評価を導入するとともに、その後も、役席者の関与度合いに応じた 6 段階の加減点ルールを導入や、お客様応援活動に係る配点の増加など、順次、改善に取り組んでまいりました。

平成 30 年 4 月からは、リレバン推進部推進役が指定したお客様について、支店長が事業実態やニーズ、経営課題、本業支援の取組状況等をしっかりと把握しているか面談により確認し、その結果を定性評価に反映させる他、支店長との同行訪問により、お客様からのヒアリングやアンケートを実施することで、お客様からの評価を定性評価に反映させております。

平成 30 年 10 月からは、お客様応援活動の目標数字を廃止したことに伴い、定量評価を廃止いたしました。これは、これまで、お客様応援活動の全行的な定着・浸透を図るため、目標件数を営業店毎に割り振って推進・管理してきた結果、全役職員に定着することが出来たと判断している一方で、ややもすると、件数ありきの活動とはなっていないか、との課題認識から、真にお客様が望んでいる本業支援や、企業価値の向上にしっかりと繋がる本業支援に取り組めるよう、改定・廃止したものです。

イ. 顧客本位の業績評価

当行は、お客様の長期的な資産形成に資する預り資産業務を遂行するため、行員研修の強化に取り組んできた他、業績表彰基準において投資信託の販売目標額の設定を廃止するなど、お客様本位の業務運営に努めてまいりました。

本計画では、平成 29 年 7 月に制定した「お客様本位の業務運営方針」に沿った預り資産業務の励行を担保するために、平成 30 年 4 月から業績表彰基準を改定し、新たに、職場研修の実施やアフターフォローの実施、お客様への情報提供、投資信託の平均保有年数、お客様からの満足度アンケート結果を評価対象とするなど、お客様本位の資産形成業務の励行に努めております。

⑤KPI（重要業績評価指標）

当行は、本計画で掲げた、お客様応援活動の強化・深化に向けた諸施策の実効性を担

保するとともに、進捗度合いを測るためのツールとして、以下の各項目を KPI（重要業績評価指標）として設定しており、平成 30 年度上期の実績は以下の通りです。

【図表 32】 KPI の実績と達成率

項目	目標	H30/上 実績	達成率
1. 行内ビジネスマッチング成約	1,500 件	171 件	11.4%
2. ご提案活動成約	1,000 件	133 件	13.3%
3. 事業承継・M&A 支援	750 件	105 件	14.0%
4. 経営者保証ガイドライン適用率	50%	19.1%	11.4% (注)
5. SDGs 支援	200 件	36 件	18.0%
6. 要注意先への事業性評価に基づく融資	300 件	36 件	12.0%
7. 短期継続融資・リファイナンス等による CF 改善	100 件	16 件	16.0%
8. 外部専門機関と連携した経営改善計画の策定支援	400 件	79 件	19.75%

(注) H29/下の経営者保証ガイドライン適用率 15.1%と目標 50.0%との差 34.9%に対する増加比率

(2) 人材育成と活躍フィールド拡大

① お客様応援活動を担う人材の育成強化

ア. 人材育成プログラムの強化

当行のビジネスモデルを担う若手行員の体系的な業務習熟を加速し、本業支援や事業性融資の強化を図るため、平成 28 年 9 月に人材育成プログラムを制定し、平成 29 年 4 月から運用を開始いたしました。

具体的には、これまで延べ 10 日間の分散開催としていた新入行員研修について抜本的に変更し、総合職は 4 月から連続 2 ヶ月間、一般職は連続 1 ヶ月間の集中研修を実施することで、社会人教養から商品知識、端末オペレーション、融資稟議、企業調査・本業支援といった広範な分野を徹底して指導する態勢とするとともに、一部合宿研修を導入することで、新入行員同士の「絆」や「協働意識」の醸成を図ってまいりました。

また、質の高い本業支援の中核となる若手リーダー育成を図るため、平成 29 年 6 月から「融資実践リーダー養成研修」を開始しました。具体的には、法人渉外係長を中心とした 15 名を選抜し、毎月連続 3 日間の集中研修を 10 ヶ月間行なう長期研修プログラムで、財務三表のメカニズム理解、事業性評価と事業構造分析、事業承継とホールディング経営、ドメイン別分析などの研修に取り組んでおり、平成 30 年度からは第 2 期生の養成に取り組んでおります。

平成 30 年 4 月から、多岐に亘る本業支援の更なる高度化や、目利き能力の向上、専門的な知識に基づく資産形成支援の一層の強化を図るため、人材育成プログラムの更なる改善を図り、本業支援や財務分析、稟議起案などについては 5 年程度、資産形成

支援については1年程度の時間軸を定めた体系的な研修となるよう取り組んでおります。

【図表 33】人材育成プログラム（渉外行員編）の時間軸



イ. 階層別／業務別研修

当行は、人材育成プログラムに基づく若手行員の早期育成に向けた連続性のある研修や、入行年次や職位などの階層別研修、担当する業務別の研修、コンプライアンス研修などを計画的に実施し、幅広い教養と知識を備えた、当行のビジネスモデルを担う人材の育成に努めております。

また、外部専門機関との連携による研修にも取り組んでおり、平成30年8月には、中小企業基盤整備機構と連携し、「取引先の経営課題に対応するための対話力向上セミナー」を開催いたしました。本研修は、同機構が従来実施してきたカリキュラムを実践的にリニューアルし、販路開拓・事業性評価・経営支援を一体的に捉えた新カリキュラムで行なったもので、地域金融機関で初めての開催となりました。

平成30年9月には、群馬県よろず支援拠点と連携し、中小規模事業者の経営相談をサポートできる人材育成を目的に、群馬県では初めてとなる「エクセレントパートナー認定研修」を開催し、グループワークやロールプレイング形式による実践的な研修を修了した29名がエクセレントパートナーの認定を受けました。

【図表 34】研修の実施状況（平成30年4月～9月）

《新入行員向け研修》

年月	研修名	受講者数
30/4	新入行員研修(総合職・一般職合同)(1ヶ月)	83名
30/5	新入行員研修(総合職)(1ヶ月)	48名
30/7	新入行員フォロー研修(2日間)	83名

《本業支援・事業性評価の強化に向けた研修》

年月	研修名	受講者数
30/9	渉外実践トレーニー研修 基礎編(2日間)	48名
30/7	渉外実践トレーニー研修 応用編(1日間)	61名

30/8	リレバン推進強化研修 基礎編(1日間)	40名
30/6	リレバン推進強化研修 応用編(1日間)	27名
30/8	リレバン推進強化研修 応用編(1日間)	26名
30/6	融資実践リーダー養成研修(3日間)	17名
30/7	融資実践リーダー養成研修(3日間)	17名
30/8	融資実践リーダー養成研修(3日間)	17名
30/9	融資実践リーダー養成研修(3日間)	17名
30/7	財務分析セミナー 応用(1日間)	29名
30/7	相談業務能力向上研修(1日間)	20名

《資産形成支援の強化に向けた研修》

年月	研修名	受講者数
30/7	預り資産業務研修(2日間)	83名
30/9	預り資産業務研修(2日間)	83名
30/5	資産形成プロモーター・投信専担者強化フォロー研修(1日間)	24名
30/9	資産形成プロモーター・投信専担者強化フォロー研修(1日間)	35名
30/6	投信実務研修(2日間)	62名
30/5	年金実務研修 基本(1日間)	12名
30/7	年金実務研修 応用(1日間)	6名
30/4	資産形成業務スキルアップ研修(1日間)	32名
30/7	資産形成業務スキルアップ研修(1日間)	30名
30/9	資産形成業務スキルアップ研修(1日間)	31名
30/6	資産形成業務スキル習得研修(1日間)	62名

《外部機関と連携した研修》

年月	外部機関	研修名	受講者数
30/8	中小企業基盤整備機構	取引先の経営課題に対応するための対話力向上セミナー	50名
30/9	群馬県よろず支援拠点	エクセレントパートナー認定研修会	29名

ウ. 土曜勉強会

当行は、行員の自律的学習支援のため、本業支援・事業性評価などの銀行業務に関する知識の習得や、公的資格の取得のための土曜勉強会を開催しております。

【図表 35】土曜勉強会の実施状況（平成 30 年 4 月～9 月）

《土曜勉強会》

年月	研修名	受講者数
30/4	財務分析基礎セミナー	27名
30/4	スクーター教習講座	3名
30/5	融資稟議作成セミナー 初級	41名
30/5	証券外務員一種試験対策セミナー	32名
30/6	企業調査作成セミナー 初級	30名
30/6	業種別セミナー 製造業・建設業・小売業・医療業	20名
30/7	融資稟議作成セミナー 上級	29名
30/8	業種別セミナー 建設業	26名
30/9	業種別セミナー 医療業	31名

エ. WEB 研修

当行は、平成 31 年 4 月を目処に、職員研修所と営業店を双方向で繋ぐ WEB 研修システムを導入し、開催回数や対象者数に限界のある集合研修を段階的に削減する一方で、営業店での WEB 研修に注力してまいります。これにより、営業店での多頻度開催が可能となり研修対象者も大幅に増加させることができるとともに、出張回数の減少により、人的・時間的コストの削減が図られ、少人数支店においても円滑な業務運営態勢の確保が可能となると考えています。

②従業員の活躍フィールド拡大

当行は、平成 30 年 5 月、渉外行員がお客様応援活動に専念する時間の確保や、資産形成プロモーターによる金融資産コンサルティング機能の充実・強化、多様な人材が活躍する場の拡大を図るため、人事制度を改定するとともに、営業店を事務の場から営業の最前線へと明確に位置づける為、事務課の呼称を営業課に変更いたしました。

具体的な人事制度の改定内容は、転居を伴わず職務制限や昇進昇格制限のないエリア総合職を新設したほか、これまで課長クラスを上限としていた一般職の昇進昇格を、特化店支店長・参事まで拡大するとともに、職務範囲も拡大し資産形成プロモーターへの任命を可能といたしました。これにより、新たに 19 名を資産形成プロモーターへ任命し、平成 30 年 9 月末で 33 名となっております。

また、平成 30 年 7 月からは、コンサルティング室の行員 1 名をあおぞら銀行へ出向させ、事業承継支援に係るノウハウの獲得を図っております。

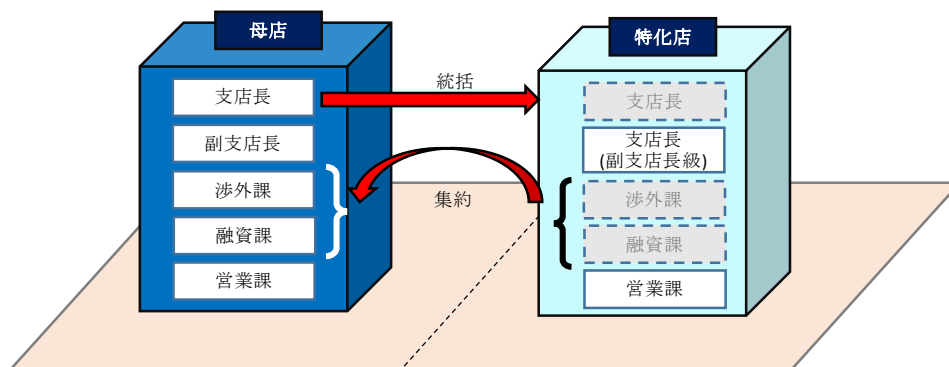
今後も、若手行員からベテラン行員まで性別に拘らず、多様な働き方に応じた活躍フィールドを拡大することで、30 歳代の中堅行員が少ない等の当行の人員構成上の課題克服に取り組むとともに、ビジネスモデルを担う人材の育成に向けた、外部機関等への出向・派遣に取り組んでいきたいと考えています。

(3) ローコスト・オペレーションの確立

①営業店のグループ化

当行は、お客様本業支援の強化と効率的な業務運営態勢の構築を図るため、預り資産業務に特化した特化店（サテライト店）を拡大して行きます。具体的には、同一行政区域にある複数店舗をエリア化し、エリア母店に渉外課・融資課を集約することで、重複業務の効率化等による人員捻出を図るとともに、渉外行員同士の本業支援ノウハウの共有や、地域情報の共有、切磋琢磨によるスキルアップを目指もので、平成 30 年度では、平成 30 年 2 月から先行実施している 3 支店に加え、平成 30 年 10 月から、新たに 4 支店を特化店としており、合計で 7 店舗の特化店化を実施いたしました。平成 33 年 3 月末までに、合計 21 店舗を特化店とすることを目指してまいります。

【図表 36】 営業店のグループ化のイメージ図



【図表 37】 営業店のグループ化の推移

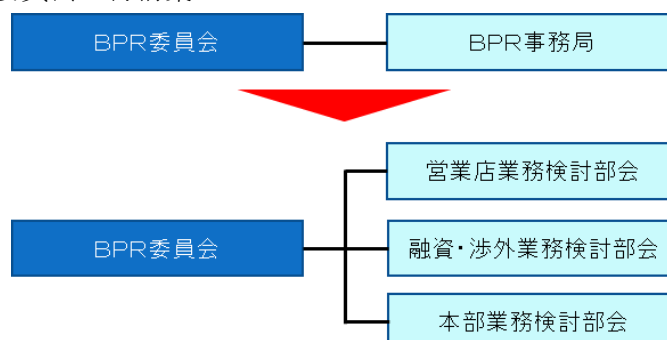
開始年月	母店	特化店
平成 30 年 2 月	大泉支店	千代田支店 邑楽町支店
	東松山支店	東平支店
平成 30 年 10 月	高崎支店	高崎南支店
	伊勢崎支店	伊勢崎東支店 伊勢崎西支店
	上尾支店	上尾西支店
合計		7 店舗

②業務改革（BPR）

当行は、平成 30 年 6 月、お客様応援活動に経営資源を集中させるため、これまで営業店事務を対象として、事務統括システム部が所管していた BPR 委員会を再編し、総合企画部へ所管を変更した上で、下部組織として、営業店業務検討部会、融資・渉外業務検討部会、本部業務検討部会を新たに設置し、全行的な業務効率化への取り組みを開始いたしました。平成 30 年度上期では、BPR 委員会を 2 回、営業店業務検討部会を 2 回、融資・渉外業務検討部会を 2 回、本部業務検討部会を 3 回開催し、各種行内報告書の廃止・削減や WEB 化等によるペーパーレスの拡大、タブレット PC を活用した投資信託業務の効率化、営業店業務の本部集中化の促進など、各検討部会が見直し対象業務の洗い出しを行っております。

こうした取り組みにより、本部各部や営業店内勤部門を中心に少人数オペレーション化を推進することで経費の削減を図り、お客様応援活動を展開し続けるための強固な財務基盤を目指してまいります。

【図表 38】 B P R 委員会の再構築



③経費削減

ア. 人件費

人件費は、退職給付引当金繰入や厚生費が減少したことなどから、平成 30 年 9 月期では、計画を 132 百万円下回る 6,050 百万円となりました。

今後につきましては、現在進めている業務改革による事務効率化・事務量削減に一層取り組む他、同一行政区域内にある複数店舗のグループ化を進め、渉外・融資機能を母店に集約することで、お客様応援活動の強化と効率化を図るとともに、ポストと定員の削減に取り組んでまいります。

【図表 39】 人件費の計画・実績

(単位:百万円)

	30/9期			31/3期	31/9期	32/3期	32/9期	33/3期
	計画	実績	計画比	計画	計画	計画	計画	計画
人件費	6,182	6,050	▲ 132	12,269	6,052	12,010	5,920	11,809

イ. 物件費

物件費は、業務改革 (BPR) による帳票書類の削減等により、印刷費・消耗品費の減少に繋がるなど、事務費を中心に削減が図られた結果、平成 30 年 9 月期は、計画を 215 百万円下回る 3,507 百万円となりました。

今後につきましては、他行・他社とのメール便業務、手形交換・集中・決済業務の共同化やアウトソーシング等の検討を進めるとともに、BPR の推進強化や営業店のグループ化、店舗外 ATM の見直しなど、事務費を中心とした更なる物件費の削減に取り組んでまいります。

【図表 40】 物件費の計画・実績

(単位:百万円)

	30/9期			31/3期	31/9期	32/3期	32/9期	33/3期
	計画	実績	計画比	計画	計画	計画	計画	計画
物件費	3,722	3,507	▲ 215	7,281	3,822	7,509	3,839	7,531

④FinTech

当行は、利用者保護を確保した上で、お客様の利便性の向上を図るため、平成 30 年 2 月に「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を策定、公表するとともに、平成 30 年 9 月、「電子決済等代行業者との接続に係る基準」を策定、公表いたしました。

平成 30 年 4 月には、「WEB 口座振替受付サービス」を開始し、預金口座振替のお申込みをお客様が WEB 上で完結できるサービスが開始されたほか、「LINE Pay」と「楽天 Edy」と提携しチャージ (入金) サービスの提供を開始いたしました。

また、平成 30 年 3 月、中国人観光客向けインバウンドビジネス等をサポートするため、日本恒生ソフトウェアとの業務提携による「支付宝 (アリペイ)」の導入支援を開始いたしました。平成 30 年 9 月には、中国人観光客が集中する銀座に位置する、群馬県のアンテナショップ「ぐんまちゃん家」へ、アリペイが導入されるなど、平成 30 年度上期

で 21 社との成約という実績になっております。

今後につきましても、FinTech 企業と連携し、オープン API を活用した、資金移動や口座参照などの金融サービスの提供等に取り組んでまいります。

(4) SDGs への取り組み

当行は、「TOWAお客様応援活動」によるお客様の本業支援の全行的・継続的な取り組みこそが、SDGs（持続可能な発展目標）達成のための取り組みであると考え、地域経済・社会の持続的な発展に向けて、お客様の SDGs に係る取り組みを支援するため、財務面と本業面の強化に取り組んでおります。一方、当行自身の主な取り組みについては以下の通りです。

①地元大学との連携による教育活動（地元大学での講座の開講）

当行は、地域における人材育成の一環として、地域の大学と連携し、頭取をはじめとする役職員が世界経済、日本経済の現状から地域金融機関の社会的役割など、実際に金融実務に携わる現場からの視点を踏まえた講義を行っており、放送大学では平成 22 年から、群馬大学社会情報学部では平成 25 年から、高崎経済大学経済学部では平成 27 年から毎年継続して実施しております。

平成 30 年度上期では、高崎経済大学経済学部において、平成 30 年 4 月から 8 月にかけて合計 15 日間延べ 1,500 名を対象に、寄付講座「地域の金融と経済」を行うとともに、9 月からは新たに同大地域政策学部においても同様の寄附講座を開講しております。

平成 30 年 7 月には、放送大学にて 2 日間（計 8 時限）延べ 94 名を対象に、面接授業「地域金融機関の現状と課題」を開講いたしました。

このような講義や講座は、大学教職員による講義・講座とは違い、実際に金融業務に携る現場からの視点を踏まえたものであり、受講者の関心も非常に高く、また、正式な単位の取得が可能なものとなっており、全国でもユニークな取り組みとしてご好評を頂くなど、地域における金融リテラシーの向上に貢献しているものと考えております。

【図表 41】地元大学での講座の開講状況

《群馬大学》

年月	学部	延べ受講者数
25/2（4 日間・15 時限）	社会情報学部	80 名
26/2（4 日間・15 時限）	社会情報学部	160 名
27/2（4 日間・15 時限）	社会情報学部	136 名
28/2（4 日間・15 時限）	社会情報学部	232 名
29/2（4 日間・15 時限）	社会情報学部	256 名
30/2（4 日間・15 時限）	社会情報学部	136 名

《高崎経済大学》

年月	学部	延べ受講者数
27/4～8 月（15 日間・15 時限）	経済学部	6,954 名（市民聴講生含む）
28/4～8 月（15 日間・15 時限）	経済学部	4,005 名
29/4～8 月（15 日間・15 時限）	経済学部	1,515 名
30/4～8 月（15 日間・15 時限）	経済学部	1,500 名
30/9～1 月（15 日間・15 時限）	地域政策学部	開講中

《放送大学》

年 月	学 部	延べ受講者数
22/7(2日間・8時限)	—	147名
23/7(2日間・8時限)	—	134名
24/7(2日間・8時限)	—	144名
25/7(2日間・8時限)	—	78名
26/7(2日間・8時限)	—	60名
28/7(2日間・8時限)	—	126名
29/7(2日間・8時限)	—	62名
30/7(2日間・8時限)	—	94名

【図表 42】高崎経済大学経済学部「地域の金融と経済」カリキュラム

第1回	オリエンテーション
第2回	銀行制度の歴史と地域金融機関
第3回	日本の財政・金融政策
第4回	地域経済の発展とリレーションシップ・バンキング
第5回	リレーションシップ・バンキングの現場(お客様応援活動)
第6回	金融リテラシーについて
第7回	地域社会と金融機関
第8回	世界経済の潮流
第9回	家計の資産形成と地域金融機関
第10回	女性の職場としての地域金融機関
第11回	少子高齢化と地域金融機関
第12回	金利のメカニズムと外国為替
第13回	地域のグローバル化と国際戦略
第14回	成長戦略と地域金融機関
第15回	総括としてーよき国際人になるためにー



高崎経済大学経済学部での講義風景

②女性行員の活躍推進

当行は、平成26年11月に男女共同参画推進委員会を設置し、これまでに43回の委員会を開催した中で、働きがいのある職場づくりと女性行員の一層の活躍支援や育児等との両立支援に取り組んでまいりました。

活躍推進に向けては、当行は従来より、学歴に関わりなく意欲のある女性を採用し、女性行員の役席者への登用にも積極的に取り組んでおり、群馬県内地域銀行として初めて女性の支店長を配置して以降、平成30年6月には3人目となる女性の支店長を配置し

たほか、女性の執行役員と女性の社外取締役という複数の女性役員を選任するなど、女性の活躍推進に取り組んでおります。

そうした結果、女性の活躍推進に関する行動計画で定めた女性役付者比率 20%、女性役席者比率 15%という目標に対し、平成 30 年 3 月末で、女性役付者比率 22.4%、女性役席者比率 16.9%となり、目標を上回る実績となったことなどから、平成 30 年 7 月に、「えるぼし」認定を受けることが出来ました。

尚、平成 30 年 9 月末では、女性役付者比率 22.8%、女性役席者比率 16.9%となっております。

仕事と育児等との両立支援については、平成 27 年 5 月、育児休業の一部有給休暇化や育児を目的とした休暇制度の新設に取り組んだ他、平成 28 年 3 月から、育児休業者の円滑な復職を支援するため、「育児休業者交流会」を半期に 1 度開催し、育児休業中に改定があった規程や事務手続きの説明や育児休業後に復職した先輩行員との意見交換を行うなど、育児休業者の不安の解消と円滑な職場復帰に取り組んでおります。

そうした結果、平成 29 年 6 月に、「くるみん」よりも認定基準が厳格化された「プラチナくるみん」の認定を受けることが出来ました。

平成 30 年 5 月には、転居を伴わず職務制限や昇進昇格制限のないエリア総合職を新設したほか、一般職の昇進昇格を、これまで課長クラスを上限としていたものを特化店支店長まで拡大するとともに、一般職の職務範囲も拡大し資産形成プロモーターへの任命を可能とするなど、今後も、多様な価値観に適切に対応し、性別に拘らずに活躍フィールドを拡大することができるよう、人材育成や職場環境整備に取り組んでまいります。

【図表 43】女性役付者（係長以上）の推移

(単位:人)

	21/3	22/3	23/3	24/3	25/3	26/3	27/3	28/3	29/3	30/3	30/9
全体の役付者数	864	847	825	820	787	760	752	744	733	769	785
女性の役付者数	131	135	135	128	128	125	134	141	138	172	179
女性の役付者比率	15.2%	15.9%	16.4%	15.6%	16.3%	16.4%	17.8%	19.0%	18.8%	22.4%	22.8%

【図表 44】女性役席者（課長以上）の推移

(単位:人)

	21/3	22/3	23/3	24/3	25/3	26/3	27/3	28/3	29/3	30/3	30/9
全体の役付者数	549	531	531	529	532	537	551	557	580	602	604
女性の役付者数	45	49	57	58	63	70	75	80	91	102	102
女性の役付者比率	8.2%	9.2%	10.7%	11.0%	11.8%	13.0%	13.6%	14.4%	15.7%	16.9%	16.9%

【図表 45】

プラチナくるみん



えるぼし



4. 従前の経営体制の見直し、その他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

①取締役会

当行は、コーポレートガバナンス体制の確立を経営上の最重要課題と位置づけ、様々な施策に取り組んでまいりました。

平成 19 年 10 月に、役員倫理基準や懲戒処分の根拠となる「役員倫理規程」を制定するとともに、同年 11 月に、取締役会での発言は全員対等である旨の「取締役業務執行宣言」を宣言し、平成 20 年 6 月からは、取締役の任期を 1 年とし、明確な経営責任判断を問う機会の増加に取り組んでおります。

また、取締役 6 名のうち独立社外取締役を 2 名（うち女性 1 名）選任し、公平・公正な立場から経営、業務執行に対する適切な提言をいただき、取締役会における意思決定プロセスの透明性を確保しております。

社外取締役、社外監査役に対しては、資料の事前配布や重要案件の事前説明により、意思決定へのサポートの充実を図るとともに、スケジュール調整を密に行い、社外取締役、社外監査役が出席できる取締役会の日程を設定することや、これまで取締役会と常務会を同日に開催しておりましたが、日程を分離して開催することで取締役会における十分な審議時間の確保を図るなど、取締役会の実効性の向上に努めております。

②取締役の選解任についての客観性の確保のための方策

当行は、平成 30 年 12 月、コーポレートガバナンス・コードの趣旨も踏まえた中、社外取締役等で構成する指名報酬委員会を設置いたしました。具体的には、取締役の選解任や報酬等の重要議案の検討にあたり、本委員会が議案内容の適切性の検証を行い、更に、平成 19 年 11 月に設置した、弁護士等の外部有識者で構成する外部評価委員会による評価を受け、取締役会に対し助言・提言するもので、議長には社外取締役が就任するなど、取締役の選解任についての客観性の確保に努めております。

③監査役会

監査役については、取締役会、常務会等の重要会議に出席し意見具申できることとし、独立性の確保が必要であることから、法定員数を上回る 4 名を選任しており、その内 2 名は社外から、2 名は役員序列、経歴において臆せず適切に取締役に意見・具申できるような役付役員経験者から選任しております。

また、会計監査に加え、業務監査を的確に実施し、経営監査体制の強化を図るため、下部組織として監査役室を設置し、監査役補助員 1 名を配置しております。

なお、監査役の員数が欠けた場合に備え、平成 24 年度から補欠監査役 1 名を選任しております。

④外部評価委員会

当行は、経営に対する評価の客観性を確保するために、平成 19 年 11 月に社外の有識者（弁護士及び公認会計士 3 名）で構成する外部評価委員会を設置いたしました。

外部評価委員会からは、取締役候補者の選任及び取締役会における意思決定の妥当性や監査役会の取締役会に対する監督・牽制機能の有効性、経営強化計画の進捗状況の確

認や新事業の妥当性と有効性についての評価を受け、経営の客観性、透明性を確保しております。また、外部評価委員会の評価に基づき各種施策の実施状況の進捗管理を図っております。

外部評価委員会は、設置後細則に則って運営を行ってまいりましたが、委員会の目的をより具体的にするため、平成 27 年 11 月に「外部評価委員会規程」を制定し、外部評価委員会における評価事項を、取締役、監査役、執行役員的人事案や報酬案、取締役会及び監査役会の討議事項、経営強化計画等の進捗状況等と明確化することで態勢の整備を図っております。

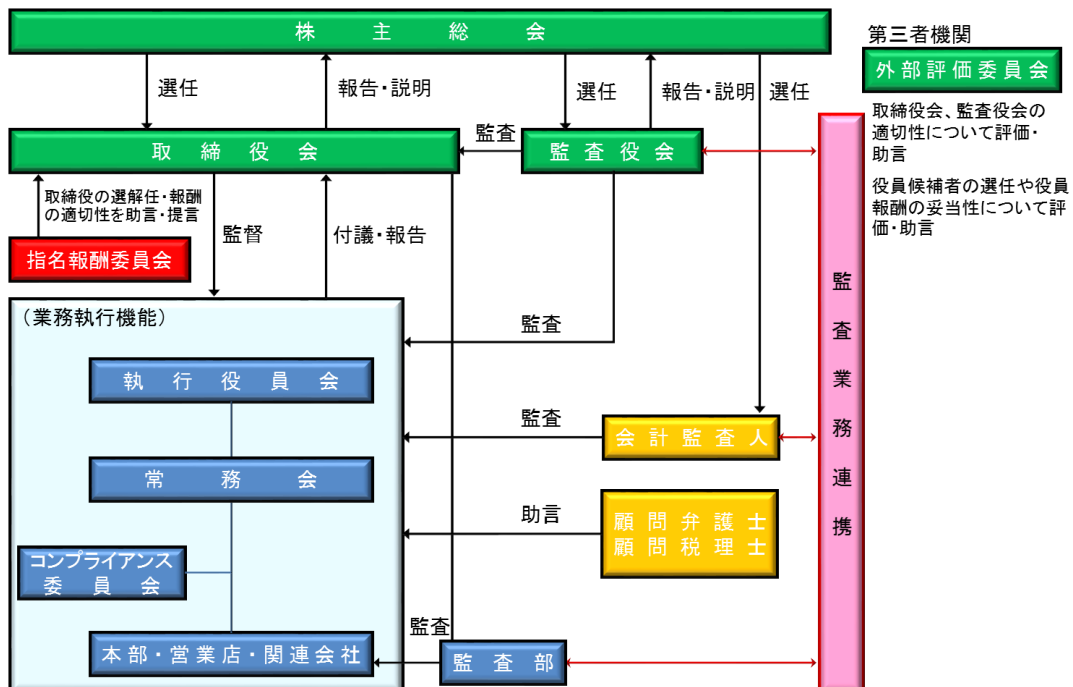
④執行役員会

経営の監視・監督機能と業務執行機能との役割分担を明確化し、意思決定の迅速化、経営の効率化を図るため執行役員制度を導入しております。これにより、取締役会は、経営の意思決定と業務執行の監督に専念できる体制となっております。

⑤常務会

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として常務会を置き、各業務の分掌並びに事案毎の職務執行権限の定めに従って適時・適正な業務執行を行っております。

【図表 47】コーポレートガバナンス体制



(2) リスク管理態勢の強化のための方策

①統合的リスク管理態勢の強化

当行は、リスク管理の基本方針をはじめ、統合リスク管理規程、市場リスク管理規程、純投資有価証券規程などの下、統合的リスク管理態勢の強化に努めております。

資本配賦については、主要なリスクである信用リスク、市場リスク、オペレーショナ

ル・リスクに対し、自己資本を原資とするリスク資本を配賦し、各リスク量を継続的にモニタリングしつつ、配賦枠内でコントロールする枠組みを構築しております。

リスク計量化手法は、リスクカテゴリー毎に定められた保有期間と信頼水準によるVaR(バリュー・アット・リスク)を採用し、バックテストを四半期毎に実施し、結果を資金管理部会(常務会)及び取締役会に報告することによりリスク量の信頼性と有効性を確保しております。

また、統合ストレステストにより、信用と市場を勘案したリスクシナリオによる自己資本比率への影響等について分析、複数のリスクシナリオによる損失見込みやアクションプランについてのシミュレーションを実施しております。

態勢面の整備としては、平成29年4月、大手行において与信管理部門やポートフォリオ管理部門の部長クラスを歴任した専門人材を統合リスク管理部長として受入れ、市場リスク管理、信用リスク管理を始め、統合的リスク管理態勢全般の強化を一段と進めております。

今後につきましては、市場や地域環境の変化に備え、より多くの複合シナリオに基づく統合ストレステストの実施に取り組むとともに、経営強化計画に基づくリスク・リターン戦略等の妥当性の検証やポートフォリオ戦略等の立案に活用し、資本の効率性と収益性の向上に繋がられるよう検討してまいります。

②信用リスク管理態勢の強化

当行は、内部信用格付制度と自己査定ルールのもと、大口信用供与については、融資ガイドラインを定め、ガイドラインを超過する先に対しては個社別にクレジットリミットを設定し、四半期毎のモニタリング結果を常務会及び取締役会に報告するなど、信用リスク管理の強化と与信ポートフォリオの質の改善に取り組んでおります。

また、平成28年12月には、新たな信用格付モデルと格付・査定プラットフォームに基づく企業調査システムが全店稼働し、信用格付の精緻化・序列性の確保、及びリスク・リターン判断の客観性確保を図ることによる適切なリスク管理態勢の確立と個別与信管理態勢の強化に努めております。

平成30年度上期からは、信用リスクを内包する有価証券のVaRを計測し、信用リスク量に加算し管理しております。

今後につきましては、ミドルリスク層への積極的なファイナンスやキャッシュフローギャップ解消に向けた財務改善支援に取り組むことから、審査部事業性評価担当者の臨店指導の強化等による、事業性評価シートの一層の活用に取り組み、財務情報のみならず、お客様の事業内容を十分に理解した上で、事業の強みや持続可能性を踏まえた審査に努めてまいります。こうした取り組みにより、当行全体の目利き能力・事業性評価力の向上に努めるなど、様々なライフステージにあるお客様の事業内容や経営課題、成長可能性を適切に評価する審査態勢の構築と適切な信用リスクテイクに努めてまいります。

③市場リスク管理態勢の強化

当行は、市場リスク管理に係る主要な規程として、リスクの種類やリスク管理手法、リスク資本の配賦などについて定めた「統合リスク管理規程」や、市場リスク管理の枠組みや損失限度額、リスクポジション枠についてのルールなどを定めた「市場リスク管

理規程」、及び、純投資の有価証券運用における運営方法や保有限度額、取得・保有に係るガイドライン、アラーム・ポイントなどについて定めた「純投資有価証券規程」を制定するとともに、実務的な管理方法や細則を定める「市場リスク管理事務手続」を制定し、フロントオフィスとしての資金運用部とミドルオフィスとしての統合リスク管理部の相互牽制が十分機能するよう、市場リスク管理に取り組んでおります。

また、統合リスク管理部担当役員を委員長とし、統合リスク管理部、資金運用部、総合企画部の部長をメンバーとする市場リスク管理委員会を週次で開催しており、市場の状況や市場リスクポジションについてのモニタリング状況を報告、市場関連業務に係る様々な諸課題を検討・分析し、必要に応じ、常務会へ報告・提言を行うことにより、市場リスクの適切な把握とコントロールに努めております。

更に、月次で開催している資金管理部会（常務会）において、有価証券の投資環境や有価証券保有状況、運用実績、償還予定、投資方針、アラーム・ポイント対象銘柄の有無と処分方針、市場リスク・信用リスクの状況、統合リスク管理の状況、ストレステスト結果、円貨・外貨の資金繰り・資金調達の状況などについて討議、情報の共有化と方針決定を行っております。

市場リスクのストレステストとしては、市場ストレス時の潜在的な損失や資本の充分性等を確認するため、特定のリスクファクターの変動を捉えたセンシティブティ・ストレステストや、過去の市況変化を参照したヒストリカルシナリオ・ストレステスト、ビジネスモデルの崩壊もしくは破綻に至るイベントを認識するリバース・ストレステストを実施し、市場リスクポジションの妥当性と許容水準を検証しております。

今後につきましては、リスク・リターンの最適な判断が可能となるよう、市場リスクテイク方針を踏まえた収益シミュレーションを高度化することや、銀行勘定の金利リスク規制や将来的に予想される金利上昇局面等を踏まえた金利リスク管理態勢の強化に取り組んでまいります。

④流動性リスク管理態勢の強化

流動性リスク管理については、資金繰り管理規程や流動性危機管理マニュアルに基づき、週次の流動性リスク管理委員会にて、営業店現金状況や資金繰り状況、風評等の確認を行っているほか、資金繰り管理部署である資金運用部が資金繰りの計画及び見込みを月次で資金管理部会（常務会）に報告しております。また、半期毎の資金繰り計画において、「第一線準備額」「第二線準備額」の基準を設定し、資金流動性の逼迫に備えているほか、売却可能な債券金額を把握して、必要十分な資金確保が可能な態勢で運営しております。

今後につきましては、様々な流動性リスクへの対処と現行規程の整理・体系化を図るため、新たに資金流動性リスク管理規程を制定し、営業店現金管理マニュアルと流動性危機管理規程を策定して、平常時の営業店現金管理態勢の見直し整備と資金流動性危機時における対応態勢を整備してまいります。

⑤オペレーショナルリスク管理態勢の強化

オペレーショナルリスク管理については、オペレーショナルリスク管理規程を制定しリスクカテゴリー毎の管理態勢の整備を図っているほか、事務リスクとシステムリスク

については別途、個別の管理規程を制定し管理態勢の強化を図っております。

サイバーセキュリティについては、システムベンダーや金融 ISAC のほか、全銀協や内閣サイバーセキュリティセンターから提供される情報等をシステム担当者が分析し、必要な対応策を検討・実施するとともに、毎月開催する、ホストシステム等の開発・運用に係る会議（定例会）で担当役員に報告しております。

今後につきましては、社会インフラとしての安全対策や顧客保護の重要性から、サイバーセキュリティへの対応能力向上が不可欠となり、また、Fintech の推進や顧客利便性の向上、事務効率化（BPR）といった観点からも IT の重要性が増していることから、IT 人材の育成は重要な課題であると認識し、外部専門機関等との連携や外部出向、外部からの専門人材の確保など、あらゆる手段を用いて人材の育成や確保に努めてまいります。

引き続き、銀行業務を営むことで発生しうるリスクという観点から幅広い事象をオペレーショナルリスク管理の対象とし、個別のリスクカテゴリー毎に管理態勢の強化に向け検討を進めてまいります。

（3）法令遵守の態勢強化のための方策

①コンプライアンス実践計画のPDCA

平成 30 年 3 月に策定した、平成 30 年度コンプライアンス実践計画における主な計画と上期の実績は、不祥事件・事務事故再発生防止態勢の強化については、監査部の臨店による監査 50 部店、事務統括システム部・国際部による臨店事務指導を 55 ヶ店で実施いたしました。

反社会的勢力に対する取組強化については、反社会的取引対策委員会を 2 回開催し、反社勢力との取引排除や解約状況及びスクリーニング実施結果などについて協議したほか、集合研修における反社会的勢力等取引防止規程の徹底を 305 名に実施いたしました。

インサイダー取引未然防止態勢の整備については、研修推進者会議において 104 名に対し取引防止・情報管理・禁止行為等の周知徹底を図るとともに、平成 30 年 6 月に全行員対象の「コンプライアンスに係る自己チェック」において取引禁止に係るモニタリングを行いました。

利益相反管理態勢の強化については、顧問弁護士等との連携による検証を実施いたしました。顧客保護管理態勢の強化については、個人情報保護やリスク商品の適切な勧誘・販売に関する研修を平成 30 年度上期は、46 回 1,667 名に対し実施いたしました。

当行は、今後も、コンプライアンス実践計画の策定、実践、モニタリングとコンプライアンス委員会に対する定期的な報告・検証など、PDCA サイクルを実践することにより、コンプライアンス態勢を強化してまいります。

②コンプライアンス委員会の月次開催

コンプライアンス委員会は、事故防止対策部会、法令等遵守対策部会、内部告発対策部会、個人情報保護対策部会の 4 部会で構成され、委員長は頭取が務め、経営陣自らが率先して法令遵守に取り組んでおります。

平成 30 年度上期は、コンプライアンス委員会を 5 回、小委員会を 7 回開催し、各部会から報告や本部各部もしくは営業店から報告された法令等遵守に係る諸問題を協議いた

しました。

③監査部による内部管理態勢の充実

監査部は、業務監査、内部監査、資産監査、内部統制監査、与信監査を実施し、各部門の法令遵守状況やリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規程との整合性や有効性を検証し、その状況を取締役会に報告しております。

今後も、内部監査等を通じて、行内規程を含む法令等遵守の状況を厳格に検証して行くとともに、より実効性のある態勢整備に向けて不断の見直しに努め、諸施策を実施していくなど、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでまいります。

④内部通報制度

平成 27 年 4 月、公益通報規程を改定し、これまでの行内及び外部弁護士に監査役を加えた 3 つの通報窓口を設定するとともに、通報者・相談者等の対象に子会社等の役職員を追加するなど、当行グループ全体の自浄作用を高めてまいりました。

また、行員に対して「法令等遵守状況に関するアンケート」を実施し、行内の法令等遵守に関する問題意識を効率的に吸収する体制を整えており、今後も、コンプライアンスに違反する事象の未然防止、早期発見と是正に向けた体制の整備に努めてまいります。

⑤反社会的取引対策委員会の運営態勢の強化

当行は、コンプライアンス統括部反社会的取引監視室長に外部からの専門人材を登用するとともに、反社会的勢力等との取引防止規程や反社会的勢力等対応マニュアルに基づき、反社会的勢力等との取引防止に向けた態勢の構築に取り組んでいるほか、反社会的取引対策委員会の統括を副頭取とし、委員を関連各部の部長とすることで態勢の強化を図っております。

更に、各種反社会的勢力情報を当行の反社勢力情報管理システムへ登録し、個別照会による入口段階での防止を徹底しているほか、四半期毎に当行全顧客に対してスクリーニングを実施し、スクリーニング結果及び弁護士と協力した強制解約実績等を常務会・取締役会へ報告するなど、反社会的勢力等との関係遮断に向けて、法の下に適切な対応をしております。

また、反社会的勢力等との取引防止に向けた各種規程等への排除条項の導入や暴排条例への対応などの態勢整備を図り、反社会的勢力等に関する新しい定義や区分について、役職員全員が共通の認識が図られるよう徹底するなど、反社会的勢力等の排除に向けて当行及び関連子会社一体となった取組みを強化しております。

平成 30 年 1 月からは、預金保険機構を介した警察庁の反社照会システム照会を開始し、反社会勢力等との個人向け融資の取引防止に向けた取組みを強化しております。

⑥マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下マネロン等）対策に関するガイドラインを踏まえ、その強化に係る、組織全体の管理態勢整備に向けた諸施策の検討を進める為、平成 30 年 4 月、マネー・ローンダリング等対策委員会を設置し、これまでに 8 回の委員会を開催した中、諸施策の検討を進めております。

平成 30 年 11 月には、マネロン等に係る基本方針や管理態勢・管理方法等を定めた「マ

ネロン等対策規程」を新たに制定するとともに、「東和銀行における取引のリスク評価書」について、リスクベース・アプローチの考え方を導入し全面的に見直したほか、リスク評価書に基づく実務的な対応方針を明確化するため、「顧客の受入に関する方針」を新たに制定いたしました。

今後につきましては、「3線防御」態勢（営業店・本部管理部門・監査部門）やグループベースの管理態勢の確立などに向けた諸施策の検討や研修に取り組んで行くことにより、マネロン等対策の徹底に努めてまいります。

（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策

①取締役の選解任についての客観性の確保のための方策

当行は、平成30年12月、取締役会の経営監督機能を強化するため、コーポレートガバナンス・コードの趣旨も踏まえた中、社外取締役等で構成する指名報酬委員会を設置いたしました。具体的には、取締役の選解任や報酬等の重要議案の検討にあたり、本委員会が議案内容の適切性の検証を行い、更に、平成19年11月に設置した、弁護士等の外部有識者で構成する外部評価委員会による評価を受け、取締役会に対し助言・提言するもので、議長には社外取締役が就任するなど、取締役の選解任についての客観性の確保に努めております。

②外部評価委員会

当行は、外部の弁護士や公認会計士などの有識者からなる外部評価委員会（平成19年11月設置）を設置し、取締役会における意思決定の妥当性や監査役会の取締役会に対する監督・牽制機能の有効性、経営強化計画の進捗状況の確認や新事業の妥当性と有効性についての評価を受けるなど、経営の客観性・透明性の確保と経営施策の進捗管理や牽制機能の強化に努めてまいりました。今後につきましても、外部評価委員会による経営の意思決定における客観性の確保と牽制機能の発揮に努めてまいります。

（５）情報開示の充実のための方策

東京証券取引所への適時開示、プレスリリース、ホームページへの掲載等を通じ、迅速かつ正確な四半期情報の提供に努め、多様なステークホルダー（地域のお客様、株主等の投資家、従業員等）の皆様に行の現状を、正しく、より分かりやすく情報発信してまいります。

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

（１）中小規模の事業者等に対する信用供与の残高及び総資産に占める割合

中小規模事業者等向け貸出金残高は、「TOWAお客様応援活動」により、お客様の本業支援に積極的に取り組み、円滑な資金供給に取り組んだ結果、平成30年9月期は、計画を53億円上回る7,263億円となりました。また、総資産に占める割合は、計画を0.05ポイント上回る31.03%となりました。

【図表 48】 中小規模事業者等に対する信用供与の計画・実績

(単位:億円)

	30/3	30/9				31/3	31/9	32/3	32/9	33/3
	始期	計画	実績	計画比	始期比	計画	計画	計画	計画	計画
中小規模事業者等向け貸出残高	7,120	7,210	7,263	53	143	7,300	7,390	7,480	7,570	7,660
増加額(累計)	—	90	143	53	143	180	270	360	450	540
総資産	23,273	23,268	23,407	139	134	23,388	23,613	23,731	23,954	24,072
総資産に対する比率	30.59%	30.98%	31.03%	0.05%	0.44%	31.21%	31.29%	31.52%	31.60%	31.82%

(2) 中小規模の事業者等に対する信用供与の円滑化のための方策

中小規模の事業者等に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況は、前記「3.(1)」(P.6～)に記載の通りです。

当行は、中小規模の事業者等に対する信用供与の円滑化のための方策を含む、本計画の達成を図るため、毎月開催する経営戦略会議にて、各施策の工程表等により施策の進捗状況を確認するとともに、計画と乖離がある場合の対策等を検討しております。また、同会議の下部組織である中小企業貸出推進委員会において、毎月、中小規模の事業者等に対し円滑な信用供与ができるよう、貸出推進や営業店サポートに資する施策等の検討や検証を行い、毎月、経営戦略会議へ討議内容について報告・審議するなど、常務会・取締役会の関与・指示の基、経営強化計画の諸目標の達成に向け取り組んでまいります。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済活性化に資する方策

①創業・新事業開拓支援

当行は、「TOWAお客様応援活動」の展開による創業支援に取り組んでおり、日本政策金融公庫との創業・新規事業等支援に向けた業務提携や、埼玉県信用保証協会との創業支援に係る業務提携など、外部専門機関との連携強化に取り組んでいるほか、東和農林漁業6次産業化応援ファンドの活用による新規事業支援にも注力しております。

また、昨年度に初開催した、当行と群馬大学の主催による「創業スクール」は、起業に興味のある方や起業間もない経営者、延べ89名(内大学生11名)を対象に計5回(5日間)に亘り開催し、起業に必要な知識や起業家による実践的な経営論を含む起業家育成支援に取り組みました。

平成30年11月から開催している第2回創業スクールは、今回から新たに前橋工科大学と共愛学園前橋国際大学が主催者に加わるとともに、経済産業省の「認定創業スクール」に認定されるなど、創業支援に向けた取り組みを強化しております。

平成30年度上期の実績は、「創業・新事業支援に係る融資商品等による融資を行った先」の合計64先となりました。

②経営相談

当行は、お客様の本業支援の一環として、外部専門機関・専門家と連携した経営相談に取り組むとともに、経営状況の厳しいお客様に対する経営改善計画の策定支援や財務改善アドバイスを行うなど、経営改善・事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

また、経営課題の解決に向けた本業支援については、当行の最重要施策として全行的・継続的な取組みを展開しております。

平成 30 年度上期の実績は、「審査管理部企業支援室が中心となり事業改善支援、経営改善計画の策定支援を行った先」15 先、「取引先の経営改善取組み等を行うため専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）を紹介し助言を受け改善取組みを行った先」11 先、「TOWA お客様応援活動等により事業支援の提案を行った先」2,427 先、合計 2,453 先となりました。

③早期事業再生支援

当行は、審査管理部企業支援室と外部専門機関や専門コンサルタント会社との連携により、経営改善支援や債権放棄等の手法を活用した抜本的な事業再生支援に取り組んでおります。

平成 30 年度上期の実績は、「中小企業再生支援協議会など外部機関、専門コンサルタントや弁護士、公認会計士など専門家等の関与により事業再生取組みを行った先」51 先、「DDS、DES、DIP ファイナンス、債権放棄、エグジットファイナンス等を活用して事業再生取組みを行った先」3 先、「実抜計画を策定しランクアップとなった先」3 先、合計 57 先となりました。

④事業承継支援・M&A ニーズへの対応

当行は、公認会計士や弁護士等の外部専門家との連携による経営相談会や M&A に関する相談・支援など、事業承継支援に取り組んでまいりました。また、平成 30 年 4 月にリレバン推進部コンサルティング室を新設し、事業承継支援の態勢強化を図っております。

平成 30 年 5 月から 7 月にかけては、昨年度から取り組みを開始した「事業継承気づき活動」を継続実施し、1,410 先に対し、後継者問題の重要性を提起いたしました。

平成 30 年度上期の実績は、「TOWA お客様応援活動により事業承継・M&A の支援を行った先」58 先、「経営相談会等により事業承継・M&A の支援を行った先」47 先、合計 105 先となりました。

⑤担保・保証に過度に依存しない融資の促進

当行は、原則無担保でスピーディーな対応が可能な「BIZ-クイック」などを取り扱うとともに、ABL 等の積極的な活用により担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図っております。

また、平成 26 年 2 月より適用が開始されました「経営者保証に関するガイドライン」の活用については、本計画の重要施策として KPI（重要業績評価指標）を設定し、取組みを強化しております。

平成 30 年度上期の実績は、「財務制限条項（コベナンツ）を活用した融資の取組みを行った先」107 先、「私募債を利用した先」15 先、「ABL 手法の活用等、動産・債権担保融資を行った先」87 先、「スコアリングモデル等を活かした無担保のビジネスローンで融資商品の取組みを行った先」351 先、「経営者保証ガイドライン適用により経営者保証を免除した先」1,391 先、合計 1,951 先となりました。

⑥経営改善の取組み状況

地域密着型金融の推進によるお客様支援の実践により、お客様に対する本業支援を全学的・継続的な取組みとして営業活動の中心に据え、積極的に展開してきた結果、平成30年度上期の経営改善支援等取組み率は、計画を1.17ポイント上回る28.68%となりました。

【図表 49】 経営改善の取組み実績

(単位:件)

	30/3	30/9				31/3	31/9	32/3	32/9	33/3
	実績 (始期)	計画	実績	計画比	始期比	計画	計画	計画	計画	計画
創業・新事業開拓支援	58	50	64	14	6	50	55	55	60	60
経営相談	2,521	2,500	2,453	△ 47	△ 68	2,500	2,550	2,550	2,600	2,600
早期事業再生支援	42	40	57	17	15	40	45	45	50	50
事業承継支援	121	120	105	△ 15	△ 16	120	125	125	130	130
担保・保証に過度に依存しない融資促進	1,705	1,700	1,951	251	246	1,700	1,800	1,800	1,900	1,900
合計	4,447	4,410	4,630	220	183	4,410	4,575	4,575	4,740	4,740
取引先	15,931	16,031	16,142	111	211	16,131	16,231	16,331	16,431	16,531
経営改善支援等取組み率(%) (経営改善支援等取組み数/取引先)	27.91	27.51	28.68	1.17	0.77	27.34	28.19	28.01	28.85	28.67

(注) 経営改善の取組み計画は6ヶ月毎の実績とし、累積ではない取組み率です。

(注) 本表に計上する経営改善支援等取組み数は、以下の通りです。

1. 創業・新事業開拓支援

- (1) 地元大学や政府系金融機関、外部専門機関等との連携により創業・新事業開拓等支援を行った先
- (2) 特許等知的財産に関する手続き等支援を行った先
- (3) 創業・新事業開拓に係る各種補助金・助成金の申請支援を行った先
- (4) 創業・新事業支援に係る融資商品等による融資を行った先
- (5) 「東和農林漁業6次産業化応援ファンド」等により出資を行った先

2. 経営相談

- (1) 審査管理部企業支援室が中心となり、事業改善支援、経営改善計画の策定支援を行った先
- (2) 取引先の経営改善取組み等を行うため専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）を紹介し助言を受け改善取組みを行った先
- (3) TOWAお客様応援活動等により、事業支援の提案を行った先

3. 早期事業再生支援

- (1) 中小企業再生支援協議会など外部機関、専門コンサルタントや弁護士、公認会計士など専門家等の関与により事業再生取組みを行った先
- (2) DDS、DES、DIPファイナンス、債権放棄、エグジットファイナンス等を活用して事業再生取組みを行った先
- (3) 実抜計画を策定し、ランクアップとなった先
- (4) 人材を派遣して支援等を行った先

4. 事業承継支援

- (1) TOWAお客様応援活動等により事業承継・M&Aの支援を行った先
- (2) 経営相談会等により事業承継・M&Aの支援を行った先
- (3) 企業価値の算定支援を行った先

5. 担保・保証に過度に依存しない融資促進

- (1) 財務制限条項（コベナンツ）を活用した融資の取組みを行った先
- (2) 私募債を利用した先
- (3) ABL（Asset Based Lending）手法の活用等、動産・債権担保融資を行った先
- (4) 診療報酬、オートローン債権等、債権流動化の融資を行った先
- (5) PFI または地域開発プロジェクトの組成に向け、当行が地方公共団体または民間事業者に対して提案・アドバイス（研修会開催を含む）を行った先
- (6) スコアリングモデル等を活かした無担保のビジネスローンで融資商品の取組みを行った先（保証付きローンを含む）
- (7) 経営者保証ガイドライン適用により経営者保証を免除した先

6. 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針

利益配分につきましては、銀行の公共的使命を念頭におき、長期にわたる安定的な経営基盤の確保と企業体質の強化に努め、安定的な配当の継続を実施することを基本方針としております。

平成 31 年 3 月期の配当につきましては、優先株式は約定に従った配当を行うとともに、普通株式については、年間配当金を 1 株当たり 30 円の予定としております。また、次期以降につきましても、基本方針に則り適切な利益配分を行ってまいります。

(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針

役員賞与については、現在支給を行っておりません。

(3) 財源確保の方策

当行は、経営強化計画の着実な遂行による収益力強化と業務効率化を図ることにより、利益剰余金を着実に積み上げてまいりました。

その結果、平成 30 年 3 月期の利益剰余金については、683 億円となり、当初の経営強化計画 219 億円を 464 億円上回るなど、計画以上に積み上げることができたことなどから、平成 30 年 5 月 11 日に公的資金 350 億円のうち 200 億円を自己株式として取得し、消却いたしました。

今後におきましても、お客様の企業価値・資産価値の向上と当行の収益力の向上という「共通価値の創造」のため、ビジネスモデルである「TOWA お客様応援活動」を全行的、継続的に取組むことにより、残りの公的資金 150 億円の早期返済に向けた資本の充実を図ってまいります。

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

(1) 経営強化計画の適切な運営管理に向けた活動

経営強化計画につきましては、関係各部が協議し具体的取組策の検討を行い、順次実行に移しております。

なお、経営強化計画の着実な達成を図るために、部室長を構成メンバーとする「部長連絡会」で十分協議を行い、役員を構成メンバーとする「経営戦略会議」において月次で計画の進捗管理を行っております。更に、半期毎に履行状況報告書を取締役に報告し、適

切な進捗管理を行っております。また、本計画の最重要施策である「TOWAお客様応援活動」の進捗については、中小企業貸出推進委員会において取組状況のモニタリングを行うとともにPDCAサイクルの実施による諸施策の立案に取り組んでおります。

更に、外部評価委員会において経営強化計画の進捗状況の確認や評価を行い、より健全かつ適切な運営の確保が図られております。

(2) 経営管理に係る体制

①内部管理態勢

ア. 監査役、監査役室

当行は、監査役（監査役会）の下部組織として監査役室を設置しており、代表取締役の指揮命令から独立した監査役補助要員を置き、会計監査に加え、業務監査を的確に実施してまいりました。今後につきましても、監査役（監査役会）による実効性のある内部監査態勢の強化に努めてまいります。

イ. 監査部

当行は、監査部による監査を通じた内部管理態勢の強化を図るとともに、金融商品取引法等の顧客保護関連法令に対応した顧客説明、本人確認、顧客情報管理、外部委託管理、優越的地位の濫用防止等の監査も行い、全行的な法令等遵守態勢の強化を図ってまいりました。今後につきましても、経営強化計画に基づく諸施策の実施状況に関する監査態勢の強化も図ってまいります。

ウ. 利益相反管理態勢

当行は、当行（グループ会社含む）とお客様の間、及び当行（グループ会社を含む）のお客様相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び利益相反管理方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう、コンプライアンス統括部を主管として利益相反取引の管理に取り組んでまいりました。今後につきましても、お客様の利益を不当に害することのないよう、取引内容の検証・監視に努めてまいります。

②財務報告に係る内部統制

当行は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、監査部に「内部監査・内部統制企画担当」を配置し、財務報告に係る内部統制の適正な整備と運用を図るための態勢を構築し、内部統制に係る本部業務の効率化と内部統制におけるPDCAサイクル機能の強化を図っております。

(3) 各種リスク管理の状況及び今後の方針等

各種リスクの管理の状況等については、前記「4. (2)」(P. 31～)に記載の通りです。

以 上